

平成30年第4回定例会

一宮町議会会議録

平成30年12月6日開会

平成30年12月6日閉会

一宮町議会

平成30年第4回一宮町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月6日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
一般質問	10
大橋照雄君	10
志田延子君	20
川城茂樹君	23
藤乗一由君	26
鵜沢清永君	44
吉野繁徳君	46
袴田忍君	49
小関義明君	56
内山邦俊君	59
議案第1号の取り下げについて	63
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	69

議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
閉会の宣告	73
署名議員	75

第 4 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

12 月 6 日 （ 木 ）

平成30年第4回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成30年12月6日招集の第4回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川城茂樹	2番	内山邦俊
3番	小関義明	4番	大橋照雄
5番	小林正満	6番	鵜沢清永
7番	鵜沢一男	8番	藤乗一由
9番	袴田忍	10番	吉野繁徳
11番	志田延子	12番	森佐衛
13番	鵜野澤一夫	14番	小安博之

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	川島敏文
会計管理者	鶴岡治美	教育長	町田義昭
総務課長	大場雅彦	秘書広報課長	渡邊高明
企画課長	塩田健	税務課長	秦和範
住民課長	鎗田浩司	福祉健康課長	鶴岡英美
都市環境課長	土屋勉	産業観光課長	小関秀一
オリンピック 推進課長	高田亮	保育所長	小安栄子
教育課長	峰島勝彦		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長代理	関谷智香子	書記	長谷川欣家
--------	-------	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告

- 日程第四 町長の行政報告
- 日程第五 一般質問
- 日程第六 議案第 1号 一宮町区長設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第七 議案第 2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第8次）議定について
- 日程第八 議案第 3号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定について
- 日程第九 議案第 4号 平成30年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第十 議案第 5号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第十一 議案第 6号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（小安博之君） 皆さん、おはようございます。

本日は、足元の悪い中、また、年末の大変お忙しい時期となりましたが、早朝よりご参集いただき、まことにご苦労さまです。

ただいまから平成30年第4回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小安博之君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告を初め、条例の一部改正1件、一般会計及び特別会計合わせて4件の補正予算、その他1件でございます。

また、一般質問は、9名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については、本日1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長（小安博之君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもって了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小安博之君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

7番、鶴沢一男君、8番、藤乗一由君、以上、両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（小安博之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小安博之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（小安博之君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成30年第4回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会では、条例の一部改正案や補正予算案など合計6件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして町政運営の概況をご報告申し上げます。

まず、総務課所管の業務からご報告をいたします。

初めに、防災訓練の関係であります。

今年度の訓練は、千葉県との共催により11月18日日曜日に津波避難訓練と防災フェアを実施いたしました。町民の皆様が、ふだんから避難先として考えている施設等までの実際の避難時間を再確認することを目的とした第1部の津波避難訓練には約1,200人、一宮中学校を会場に東日本大震災語り部講演や防災関係機関による展示を催した第2部の防災フェアには約500人の方々が参加されました。今後におきましても、他団体での取り組みなど先進的な事例を参考にしながら、町民の皆様の防災に対する意識の高揚が図れるよう努めてまいります。

続きまして、企画課所管の業務についてでございます。

まず、上総一ノ宮駅東口設置事業の関係であります。

11月6日火曜日の臨時議会において、工事施工協定を締結することについてご承認をいただきましたので、同日付でJR東日本株式会社千葉支社との間に工事施行協定を締結いたしました。また、千葉県からの補助金につきましては、現在交付申請中であり、年内には交付の決定が受けられる見込みとなっております。その後、工事が始まりますと、駅をご利用される皆様や近隣住民の皆様に大変なご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、オリンピック公認プログラムに認定された第7回一宮海岸クリーンアップウォーキング大会の関係であります。

11月25日日曜日に好天の中、開催いたしましたところ、親子連れなど総勢122人の皆様がウォーキングを行い、ごみ拾いや松の記念植樹などのイベントにも大勢の皆様が参加されました。関係者各位のご協力により、事故もなく無事にイベントを終えることができました。

続きまして、千葉県が整備する自然公園釣ヶ崎園地の関係です。

千葉県では、第1期の造成工事について、地元釣区に対する説明会を10月28日日曜日に開催しており、工事への着手は年内を予定していると伺っております。また、釣ヶ崎園地内に町が建設を予定している恒久施設であります。現在は詳細設計を行っており、新年度の当初予算に工事費の計上を予定しております。この施設につきましては、トイレや多目的室を備えた休憩施設を計画しており、一般の方々にご利用いただける供用開始時期は平成33年度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、オリンピック推進課所管の業務についてでございます。

東京2020オリンピック競技大会の関係でございますけれども、10月12日金曜日に第2回長生郡市・夷隅郡市サーフィン競技応援連絡協議会を開催いたしました。森 英介衆議院議員、石井準一参議院議員、酒井県議会議員初め関係の県議会議員の方々にもご出席をいただき、オリンピックサーフィン競技についての情報共有を図ったほか、11月12日月曜日には、新たに東京オリンピック・パラリンピック担当大臣に就任された千葉県選出の桜田義孝大臣を表敬訪問いたしました。

また、一宮町で活動する都市ボランティアにつきましては、募集定員150人のところ、きょう現在201人の応募が来ております。この後、12月10日月曜日に応募を締め切り、選考業務を行ってまいります。

また、12月12日水曜日には第3回一宮町東京オリンピックサーフィン競技連絡協議会を開催し、情報の提供や共有を図るほか、12月15日土曜日には、日本パラリンピック委員会副委員長の高橋秀文様をお招きし、パラスポーツ講演会を開催してまいります。オリンピックだけでなく、パラリンピック、パラスポーツにつきましても住民の皆様とご一緒に理解を深め、東京2020大会の成功につなげてまいります。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてでございます。

まず、保育所の関係でございます。

町内の保育所と認定こども園であります。平成31年度入所入園申し込みの受け付けを11月26日月曜日に終了いたしましたので、在園児数を含め、その結果をご報告いたします。

いちのみや保育所定員60人のところ109人、愛光保育園定員80人のところ84人、東浪見こども園定員80人のところ83人、一宮どろんこ保育園定員170人のところ171人という結果でありました。なお、この人数は途中入所の希望を含めた人数であり、この後、家族状況や就労状況等を勘案した調整を行い、1月末には申し込み者に対する結果通知を行う予定であります。

また、いちのみや保育所の増築事業であります。零歳児の受け入れ体制拡大や遊戯室で保育をしている年長児の環境改善を図るため、現在、現場の保育士の意見を反映させながら設計業務を進めております。この後、新年度の当初予算には工事費の計上を予定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、子ども・子育て支援事業計画の関係です。

来年度の計画策定に向けて、12月中に、小学生以下のいる全ての子育て世帯約800世帯を対象にアンケート調査を実施いたします。今後の子育て施策に関する大変重要な調査であり

ますので、郵便や小学校、保育所を通じて調査票が届きましたら、ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、産業観光課所管の業務についてご報告を申し上げます。

まず、農業の関係でございます。

11月3日土曜日に役場西側駐車場において、第40回一宮町農林商工祭を開催したところ、およそ2,500人の皆様が来場されました。出演団体の創意工夫を凝らしたイベントや、サンマ、野菜などの特売が行われ、大盛況のうちに終了することができました。

次に、施設園芸の関係です。県補助事業の「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業ではありますが、生産力強化支援型につきましては1件を予定しており、梨農家において運搬車両と乗用草刈り機を導入する予定となっております。また、園芸施設リフォーム支援型につきましては、既にトマト・メロン農家3軒において生産設備が改修され、現在ではトマトの収穫が行われております。

次に、長生地域の農業を総合的に支援する長生農業支援センターの関係です。現在、郡内6町村とJAとの間で平成31年度の開設に向けた協議を進めており、11月15日木曜日に開催された町村長会議では、名称を「長生農業独立支援センター」とすることが決定されました。当センターが長生地域の窓口を担い、関係機関が一体となり各種施策を推進してまいります。

次に、観光の関係であります。一宮海岸をメイン会場とした第5回九十九里トライアスロン大会が9月16日日曜日に開催されました。今大会では、通常距離のコースに加え、関東初開催となるミドルディスタンスと称する距離を2倍にした種目も同時に行われ、昨年より277人多い1,674人もの選手が全国各地から参加されました。早朝のスタートとなったこともあり、前日から来町し、宿泊された方も多かったようであります。また、ゴール会場では、九十九里名物の焼き蛤や各市町村のご当地グルメなどが振る舞われ、大変好評でありました。今大会が無事終了することができましたのも、町民ボランティアの皆様を初め、大会運営にご支援いただいた多くの方々のおかげであり、ご協力に感謝申し上げます。

続きまして、海岸有料駐車場の関係であります。4月21日土曜日から9月30日日曜日までの163日間開設した結果、天候に恵まれたこともあり、期間中の駐車台数は前年度より6,416台多い3万7,688台となり、1日当たりの平均台数は273台となりました。今後も駐車場の舗装化を進めるなど、利便性と利用率の向上に努めてまいります。

次に、お買い物・観光循環バスの関係です。昨年度より1カ月遅い8月13日月曜日から10月8日月曜日までの57日間を2つのコースに分けて運行いたしました。中央コースでは324

人、北部コースでは483人の皆様が買い物や観光の交通手段として利用されました。また、12月22日土曜日から1月14日月曜日までの冬場につきましても運行を予定しておりますので、多くの皆様からご利用いただけるよう、広く広報周知等に努めてまいります。

次に、一宮町ふるさと大使の関係です。11月27日火曜日に、歌手の美月 優さんを一宮町ふるさと大使に委嘱いたしました。美月さんが歌う曲「美月のサーフィン音頭」は、当町が東京2020オリンピック競技大会サーフィン競技会場に選ばれたことを記念し、作詞家の東逸平さんがつくられた曲であり、この曲を美月さんが全国各地で披露することにより、サーフィン競技のPRや当町のイメージアップなどに貢献していただきたいと考えております。

続きまして、都市環境課所管の業務についてご報告を申し上げます。

まず、町道の工事関係であります。

例年行っている新設改良工事と維持補修工事につきましては、現在までに全体の88%を発注いたしました。また、平成26年度から国の補助事業を活用し整備を進めている町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの改良事業につきましては、9月に契約を締結し、年度末までの期間で整備を進めてまいります。町民の皆様には、年末年始にまたがる工事となり、交通規制など大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力のほどお願い申し上げます。また、町道1-7号線に隣接する町道1-8号線におきましても、国の補助事業を活用した舗装補修事業を10月に発注いたしました。

次に、9月の台風24号の関係です。台風接近に伴う暴風雨により、町内の山間部で斜面の崩落が4路線発生いたしました。現在は業者による土砂撤去が全て完了し、通行に支障を来している路線はありません。また、田町地先の道路陥没につきましては、現在、年内の工事発注を目指し、積算業務に取り組んでおります。

中央ポンプ場に関連した公共下水道雨水全体計画策定業務ではありますが、9月下旬に委託契約を締結いたしました。この後、平成32年度からは国の補助事業を活用した整備を予定しており、現在は、中央ポンプ場の改修前に行わなければならない雨水計画のみの全体計画と都市計画決定図書の作成に取り組んでおります。

次に、都市公園の関係であります。

4月以降、職員3名と臨時職員2名により15回の草刈りを実施するなど、適切な維持管理に努めております。この後、12月中に今年度最後の草刈りを予定しており、実施場所は、舞台公園、望洋公園、東野北公園、東野南公園、城山公園、東部幹線スクリーン、中央ポンプ場であります。なお、平成22年度に設置した舞台公園の木柵ではありますが、経年劣化などに

より木柵としての機能が失われたため、12月上旬に撤去を行う予定となっております。

続きまして、環境の関係であります。

町による上半期の不法投棄物の回収であります。主な回収物は、洗濯機1台、タイヤ10本、プラスチック1.5m³であり、昨年度の同時期と比べると、不法投棄物の処理費用が約40%の減少となりました。今後におきましても、不法投棄監視員や関係機関との連携を強化し、不法投棄の根絶に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ボランティアによる一宮川堤防の草刈りであります。11月11日曜日に実施したところ約160人の参加がありました。ご協力いただいたボランティアの皆様や関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

次に、放射能汚染の関係であります。

町では引き続き、空間放射線量の測定を初め、農産物や小中学校及び保育所の給食食材の放射性物質の検査を実施しております。現在までの結果につきましては、いずれも不検出または基準値以下の値となっておりますので、町民の皆様の健康には影響ないものと考えております。

次に、有害鳥獣の関係です。

昨年度の野生鳥獣による農作物の被害金額は204万5,000円であり、アライグマやハクビシンによるものが全体の9割を占めています。町では引き続き、農作物被害を受けている農家等に対し捕獲用の箱わなを貸し出すなど、捕獲や駆除の強化に努めてまいります。

続きまして、教育課所管の業務についてご報告をいたします。

まず、学校教育の関係であります。

一宮小学校屋外運動場整備工事につきましては、当初6月から8月までの工事期間を予定しておりましたが、台風の影響や配管の追加工事等により工事期間を延長し、9月21日金曜日に工事完了となりました。10月28日曜日には、新しく生まれ変わったグラウンドで子供たちが元気いっぱい運動会を実施することができました。

次に、社会教育の関係であります。

総合文化祭といたしまして、10月28日曜日に芸能音楽祭を開催したところ、約380人の来場者の中、23の団体から日ごろの成果が披露されました。また、11月3日土曜日から2日間にわたり開催した文化祭では、1,300点を超す芸術作品が展示され、1,000人を超える来場者がありました。いずれも盛況のうちに終了することができました。

次に、7歳児の合同祝いですが、11月15日木曜日に開催し、健やかに成長された97

人の7歳児を祝福いたしました。町の将来を担う子供たちが健やかに成長されることを願っております。

次に、来年2019年に没後100年を迎える郷土の偉人、加納久宜公を顕彰する事業の一環として、連続講座「加納家と一宮」を5月から開催しております。外部講師をお招きした講座を合計5回予定しており、現在までに2回が終了しております。残る3回の講座につきましては、来年1月から3月の予定でありますので、よろしく願いいたします。

終わりに、この定例会には、条例の改正案1件、補正予算案4件、和解及び損害賠償に関する案件1件を提案いたしましたので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上で行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（小安博之君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（小安博之君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

◇ 大橋照雄君

○議長（小安博之君） それでは通告順に従い、4番、大橋照雄君の一般質問を行います。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋照雄でございます。

私は、一般質問4つ大きな題目でさせていただきます。1つずつお願いしたいと思います。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○4番（大橋照雄君） まず1番目、馬淵町長にお尋ねしたいのですが、町長の公約について、前にも何度か質問があったようですが、このリーフレットに関してご質問いたします。

まず、このコピーなんですけれども、これは馬淵町長が選挙活動中に掲げたコピーである

ことは間違いないと思いますが、これをまず了解いただきたいと。

それで、私は公約とは何であるかを常々考えておりまして、公約とは、町民の方々との契約、民間でいいますと契約ではないか、そして署名を町民の方がすることによって契約が成立した、そういうふうに私は考えました。この件に関して町長はどう思いますか。

それから、公約は守るべきものであって、決して破るものではない、そういう精神があります。したがって、公約を守らないような方とこの議場で真正面からお話をするということは不可能ではないか、そういう思いなんです、その点についても町長のお考えを示していただきたい。

以上3つ、まず最初をお願いします。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員のご質問にお答えを差し上げたく存じます。

今、コピーの資料をお示しいただきました。私は、選挙の前後、幾つかの媒体で私個人の政治的見解を述べさせていただきました。それを発表時にみずから公約という名称で掲げたことはございませんけれども、それに準ずるものと考えている次第でございます。

今ご提示いただきました資料は、選挙中に私、何種類か皆様に差し上げたものの一つでございます。後援会の活動として皆様に差し上げたパンフレットであります。この公約というのが契約ではないかということでございますけれども、私が私自身のさまざまなご提案あるいは私の意見などを町の皆様に差し上げる際につきましては、こういったことを考えておりました。そのさまざまなパンフレットなどの中に記しました目標につきましては、具体的に何年にこういうことをやるという、そういったことまで明記するのではなくて、抽象的な目標を掲げさせていただいたということでもあります。

私が公約的なものと意識をいたしておりますのは、例えば、公民館をつくります、図書館をこういうふうにつくります、あるいは町税を何%上げますといった極めて個別的、具体的目標、それにつきましては、極めて具体的な目標を挙げるということは、私は意識的にいたさなかったわけでございます。

私自身が選挙に臨ませていただいたときに、私自身が保有しているデータあるいは私自身が知り得ている知識、こういったものはなおも非常に限定的なものでございました。その中で、無責任な数字あるいは目標を挙げて、町民の皆様に現実性のないさまざまなご希望、ご期待を差し上げるというのは、私としては個人として不誠実だと感じました。

そこで、私としては、目指すべき方向性というもの、これを提示させていただこうと考

たわけでございます。そして、そこへ向かっての合理的手段は、実際にお役を拝したときに、さまざまな知識を吸収することによって、最も合理的なものをそこに向かって切り開いていきたい、そのように考えたわけでございます。

私といたしましても、今お示しいただいたところに記させていただいた目標を目指して、この目的を達成するために、個々の施策を一つ一つ確実なものとして積み上げてつなげていきたいというふうに考えている次第でございます。

それから、公約を守ると思っている人としか議論は不可能ですねというお話でございます。私は、みずからの出ささせていただいた方向性、私自身が皆様に差し上げたこういう方向へ進みましょうということについて、みずからをその方向に張りつけて、精いっぱいその成果を上げていくように努力したいと思っております。

そして、議会におきましては、議会の議員の皆様のお立場が、町民に対する私どもが町全体として差し上げる行政サービス、町の皆様に差し上げる行政サービスの提供の最終決定の権能をお持ちでいらっしゃいます。そういう権能をお持ちのお立場ですので、私ども執行部といたしましても、議会の皆様とご一緒に、一宮町の発展、また住民福祉の向上のため、議論を真正面から重ねて、そして最良の成果につなげていきたいと考える次第であります。

以上になります。

○議長（小安博之君） 大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 私、余り頭がよくないので、今の町長のお言葉がよく理解できない部分がありまして、まず、公約は、今までのお話の内容ですと、公約としてはないよというふうに私は受け取っちゃったんですが、まずその辺がどうなんだろうと。

それと、意識的に具体的なものを掲げなかったと。具体的なものを掲げないと実際やって成果が出ているかどうかの確認ができない。こういうことでは、町民の方は全く理解できません。私も、そういう方々が、おまえ、もっと議会に行ってよく見える化しろ、そういうふうに言われまして、このたびこの議場に、皆さんの絶大なる協力をいただきまして出させていただくことができました。だから私は、一つ一つ協力してくださった町民の皆様にご報告をする、そういう義務がありますので、その辺をぜひ確認したいと思っております。

まず、公約は、このパンフレットは近いものだが公約ではない、そして、したがって守るべきものはないというふうに、私は今の説明だとお聞きしたんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（小安博之君） 馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） そうではなくて、私は公約という言葉をも自分で特定のパンフレットで使いませんでしたので、公約とみずから名乗ったことはないんですけれども、公約とお受け取りいただいて結構ですというふうに申し上げたのであります。ですから、公約とご理解いただいで結構でございます。そういうことであります。

それから、もう一つの点なんですけれども、例えば、私が選挙の前に一町民とする立場から、例えば公民館を5年以内に建てかえますというふうに申し上げてお役に挑戦するといたします。その場合、一宮町の財政状況あるいはそこで抱えているさまざまな課題について、明確な認識がない段階でそこまではっきりしたことを申し上げるのは、不適切なそしりがあるであろうと。みずからの中にそこまで明確な認識を持っていないとすれば、公民館を新しくするという事は目指すという目標として提示するまでも、こういう仕方でいつまでにやりますというのは、實際上、空手形、空の約束になる可能性が非常に高いわけですから、それは不誠実であると考えたということをお願いしたわけでありまして。

例えば、政府が進めてきている経済政策の中で、物価の2%上昇といったものを実現すると、何年もやっております。なかなかそれは四苦八苦しているわけなんですけれども、そういったものも、民主党のマニフェスト、ご記憶だと思いますけれども、政権につく前に、なかなかお約束をして実現が難しいということも実際あるわけです。政権についている現在の自民政権でもそれが難しい、そういったことを私が差し上げなかったということについておとがめをいただいても、それは差し上げなかった過去のことでございますので、いたし方ないのではないかとこのように思います。

以上でございます。

（「これは、再質問じゃなくて確認という形でよろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 大橋照雄議員に申し上げます。2回を超えて同一議題に対して質問できませんので。

○4番（大橋照雄君） だから、質問じゃなくて確認という形で。

○議長（小安博之君） それでは簡潔にお願いします。

○4番（大橋照雄君） まず、具体的な掲げない理由を述べられましたけれども、要するに目標がきちんと定まってないという理解で私はやらさせていただきます。

以上です。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私の立場としては、はっきりとした目標を掲げていると存じます。それについて、議員が不明確であるをご理解いただくのは議員のご見識だと思いますので、異論がございませんが、私としては、私は明確な目標を掲げていると考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 続いてどうぞ。

○4番（大橋照雄君） では、続きまして2番目、町民の声に対する町の対応です。

私が、町なかをほとんど全区にわたって訪問してみましたところ、いろいろご意見をいただきまして、特に海岸の地域の方が排水溝が詰まって困っていると、そういう意見が何件かありました。そして、この件に関して何とかならないかという要望がございました。これは非常に切実な訴えでございます。水たまりになって非常に被害をこうむっていると、そういうことでございます。

それから2つ目として、通学路で危険なところが大変ある、大切な子供たちが事故に遭ったらどうしようという、そういう父兄の方々などのご意見がありました。

この2点について、町はどのようなふうな対応をして、どれだけの声が届いて、どういうことに対応しているか、そして今後どうするかについて、ご説明願いたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 排水溝の詰まりの件についてですが、路面排水の一般的な小規模なものに関しましては、基本、地元の区にお願いしている状況ですが、溝ぶた等の脱着や堆積土の撤去に重機等が必要な箇所及び緊急を要する場合は、町が業者委託をしております。

要望は随時上がってきていますが、その場で判断できるものはすぐに回答しておりますが、現地確認の必要なものは、確認後、状況に見合った判断をし、業者委託の必要なものについては、区の優先順位等の関係から、区長や関係者の皆さんと協議をして実施の有無を検討し、結果をお知らせしております。

高齢化等により、区での対応が難しい、作業の安全性を確保するため交通整理員等が必要との課題もあり、今後は町を中心に関係各位の方々と対応策の協議検討が必要と考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、大橋議員の子供たちの通学路の安全対策についてのご質問についてお答えいたします。

町教育委員会では、平成26年度から、町内各小学校の通学路の安全確保に向けた取り組みとして、一宮町通学路交通安全プログラムを作成しております。本プログラムは、各小学校から要望される通学路危険箇所について、茂原警察署、長生土木事務所、各小学校安全担当主任、各小学校PTA代表者、一宮町都市環境課、教育委員会による合同点検を毎年実施し、検証や改善等を行うものです。本年度につきましては8月27日に実施のほうをしております。

本プログラム策定以降、報告された危険箇所24カ所のうち、歩道の整備や防犯灯の設置等によるハード対策や学校での交通指導等のソフト対策による12カ所で安全対策が完了しております。

すぐに改善できる箇所につきましては対応しているところがございますが、道路拡幅や用地の確保など、すぐには改善が見込めない場所もございます。そちらの対策につきましては、PTAの役員の皆様、学校支援のボランティアの方々、地元一宮商業高等学校の生徒の皆様方に登校時に通学路に立っていただき、交通安全支援にご協力をいただいているところがございます。これに加え、教職員による登下校の交通指導により児童の安全確保に取り組んでおります。

なお、この安全点検の結果は、教育委員会のホームページで掲載しておりますが、進捗状況につきましては記載されておりませんでしたので、今後は、そちらについてもお知らせのほうをまいります。また、危険箇所の改善につきましては、今後、各関係機関に粘り強く要望を続けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁を終わりました。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） まず、排水溝の詰まりに関してですが、前から各地区でやっていただいたので、引き続き、できればやってほしいという行政側からの声だと思います。しかし、もう時代が変わってきました。いろいろな条件が加味しまして、地元の方々がなかなかやりにくい、そういう状況になっています。

そして、ご存じのように、行政とは住民の生命、財産を守り、そして快適な生活を町民の方々が過ごしていただくために努力をする、これが行政の仕事だと思います。そして、この

町民の方々が非常に困っていて、自分たちで何とかできない、そういう状況になっていますので、これは私は行政がやるべきだと、そういうふうに思っております。

そして、その検討した結果を申し出た方々に、いつまでぐらいにこういう形でやろうとしている、そういう具体的な声を私は届ける必要がある、そう思っております。何かにつけて、ただそう思っていますということだけでは、なかなかつかめない。だから、具体的に目標を掲げて、こういうふうにしますということを伝えなければ、これは充実した住民サービスとしては非常に乏しい、そういうふうに思います。したがって、今後そういう形で行政としてやってほしい、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（小安博之君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 具体的な対応並びに期限ということですが、町としましては、その旨お答えするには、いまだ協議と検討が必要になりますので、この場での即答は、すみませんが控えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 今の件は、即答はできないということで了解しました。

続きまして、学校の通学路に関しては、粘り強く各機関と検討して何とか前へ進めますというご意見ですが、やはりこれも目標を掲げて、そして相手側がどういうふうなことを言って進んでいないんだよと、そういう説明が不可欠だと思いますので、その辺の要望をいたします。

3番目、公共工事におけるJR東口の件について。

この件に関しまして、この間、私、議員になっていきなり資料を渡されて、これで検討して結論を出してくれというふうに言われまして、余りにも検討する時間がなかったので、この事業の進め方が納得いかなかったので反対をしました。そして、こういうような検討する間もなく進める事業は非常に無駄遣いの温床になる、これは私の経験からそういうことを導き出しました。

したがって、この事業に関して、JRとの契約に近いような締結、何とか締結というJRの独自の方法で工事をすることに決まったんですが、この後、今度その周りの整備とかそういうものが当然かかわってきます。これがないとこの事業の本来の意味が薄れてしまう。だからこの事業にまた相当なお金が出ていく。これだけのお金を追加して、これだけのお金っ

て金額は決まっていらないんですが、さらに何億ものお金が出ていくような予想がされます。そういう事業をやったことにより、この町がどれだけ経済効果が出るか、そういうものを算出しないまま、ただ事業をやるという行動をとっているように私は見える。こういう事業の進め方では、これは間違いなく無駄遣いにつながる、私の今までの経験からいくとそういうことになり得る。だからもっと計画的に事業をやってほしい。それだけでなくお金がないと言っているのに、これはただ単なるお金が出るだけの事業になってしまう、そういうことを危惧してこの質問をいたしました。

したがって、何が欲しいかといいますと、総合計画で通しますというところが欲しい。そういうことでございます。

そして、4問目もいきます。町の財政について。

先ほどの流れも関係しているんですけども、町の財政について非常に私は危惧しております、町の発行している、町が今後どういう事業を行いますという内容の中に「わかりやすい予算説明書」というのがありまして、その予算説明書の中に、地方交付税が自主財源だと、そういうふうに捉えております。この地方交付税は確かに地方が受け取るお金ですが、まともな状態で受け取るとほとんど一宮町にはきません。ほとんど東京都にいっちゃいます。そうすると、各地方が格差が出て困ってしまうだろうという趣旨のもとに、国が一旦これを集めて、その格差が出ないような方法にするために、各地方に足りないところには配りましょう、そういうことが地方交付税です。したがって、その地方交付税をもらった時点で、もらっている地方自治体はまともな住民サービスができないような地方自治体だと、そういうふうに考えるべき、これが世の中の常識ではないかと私は思います。

したがって、今、地方創生交付金というものがございます。これは、このお金を使って各地方自治体は自立できるようにしてほしい、そういう要望から国が始めたと聞いております。その要望に従って、自立をするということはどういうことかといいますと、地方交付税をもらわなくても自分のことは自分でできる、そういう自治体になってほしいという意味を込めております。

これは、この間、3月に幕張メッセで開催されました地方創生のイベントがありまして、ここで石破大臣からずっと引き続きその仕事をなさっていた方が講話をしました。その中で、私は名刺交換の中でこの確認をいたしました。したがって、元気で活性している地方自治体は、この地方創生交付金をうまく使ってうまく運営していますよ、そういう内容でした。だから、このお金をいかに使って町を活性化するか、これが地方創生事業の一つのポイントに

なると思います。

しかし、全部の市町村に配るだけのお金がない、30年度は1,000億円しか用意していない。1,000億円って大変なお金ですが、それぞれ全国の地方自治体が申請したらとても間に合わない、そういう金額でございます。

だから、とにかくまず危機だという感じを持って、そして積極的に熱意を持っていいアイデアを出さないと、その地方自治体は、今、世間でよく言われているように消滅する地方自治体になってしまいます。そうしてほしくないから、私はここであえてこういうことを提言いたします。

だから、お金を生む、そういう事業を展開してほしい。今のこのJRの事業についても、お金をこのままではそう生まない。地方交付税がなくても運営できる町、そういうものにしてほしい、そうしなければ生き残れない、そういう私は危機感を持って、このたびこういう発言をいたしました。その辺の対応のこともぜひ発表していただきたい。

お願いします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

塩田企画課長。

○企画課長（塩田 健君） それでは、最初の東口の件についてお答えいたします。

この事業につきましては、多方面との調整が必要であることや公表できない部分が多く含まれ、町単独の考えでは進められない事業であることは、これまでも何度も説明してまいりましたし、議会への説明についても努力をしてきているところと考えております。

また、東口事業に一体幾らかかるのか、幾らまで出せるかという質問と理解してお答えしますが、現在進めている東口整備事業につきましては、今ある東側の広場を利用した形で東口を設置する工事であり、補正予算をご審議いただいた9月定例議会でも説明申し上げましたが、災害などの特殊な事情がない限り、8億1,000万円が上限となります。

なお、東口設置事業に関する東側の駅前広場の整備につきましては、今年度から整備計画の策定作業を始めているところであります。現在、内容や整備に係る費用については、未定となっているところであります。

以上です。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 4つ目のご質問にお答えを差し上げたく存じます。

大橋議員のお考えについて、方向性としては私個人もそれを目指したいというふうに思うところであります。つまり、地方交付税の配付を国から受けなくてもみずからの町税で立っていける自治体を目指す、それは目標として私もそうある、それを目指すべきだと思いますし、恐らく日本中の町村、皆、目指していると思います。

現実には、しかしこの限られた条件の中でそれだけの税収を上げるという、その施策がなかなか展望できないと。特に行政の力というのは、行政は、これは大橋議員もご存じだと思いますが、野球で例えますと、グラウンドの整備とか、あるいは応援団、そういうような役目です。条件を整備して、プレーをしていただく民間の皆様が、よりよくそこでお仕事を展開していただけるようにというのが行政の役割です。行政みずからがどしどしもうけていくということは、今の日本では期待をされていないわけであります。

そういう中で、その民間の皆様の活動を活発に展開していただいて、町税をふやしたいということを目指すわけですけれども、各自治体でそれがなかなか難題であるということ、これは日本全国津々浦々が苦しんでいることでもあります。そういったことは一宮町も同じであるというふうに思う次第です。

その中でできる限り、今おっしゃったように、町の事業者の皆様の収益が上がる、そういう施策を展望して考えていくべきであると、その一点で私、執行部として政策の立案遂行に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問。4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ただいまの説明の中で、まず、後のことは後でやりますよというような内容の計画であるということがわかりました。そういう計画の仕方が、私の経験した中では無駄遣いにつながる、そういうことでございます。だから、その辺の考え方をもう一度、民間に合わせた考え方にぜひ移行してほしいと、これが私の要望です。

それともう一つ、今、税収に関して町長から説明がありました。私は、決して税収だけを町の収入というふうに考えておりません。これはある町で実際やった結果が出ております。したがって税収外歳入、これをやるべきである。これは成功例があります。だから、私は町長にも資料はお渡ししてあります。だから町として考え方を、新しい発想の、町長はニューリーダーですから、ニューリーダーの新しい発想として、税収収益だけを考えない、そういうことをぜひやってほしい、そういうことしか、地方交付税がなくても運営できる町にはで

きない、そういうふうには思っております。だから、ぜひ町長の考え方をそういうふうに変えてほしい、そういう思いでこのたびこういう質問をいたしました。ぜひそれに対する考え方をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁できますか。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） いずれにいたしましても、経済的な活動が活発に展開され、また町に、今おっしゃっていただいた税金と違う回路であっても収入があるということについては、おっしゃっていただいたとおりで存じますので、できる限り努力を進めたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小安博之君） 以上で、大橋照雄君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（小安博之君） 次に、11番、志田延子君の一般質問を行います。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。

私、3点ほどございますけれども、課は同じなんですけれども、一問一答でよろしく願いいたします。

それでは、都市ボランティア以外のボランティア団体の考え方について伺うんですが、今回、一宮町の都市ボランティア、非常に多くの皆さん、参加してくださる方があってとてもよかったなと思っております。本当にこれは、国籍だとか年齢だとか、それから研修とかがあって、集まるかなと思って危惧していたんですけど、本当に今日の新聞を見ても、あれでしたけれども、よかったと思います。

都市ボランティアは、研修とかで、2020年に18歳になる方とか、研修に出られない方たちで、そういうボランティアに参加したいという方々が、一宮町の住民でも多数おられます。そのような方々の受け入れをどんなふう考えているかを、町はこれから先、そういう方たちの意見、一宮にお越しになる方たちをおもてなししたいという方たちに対して、どんなふうな考え方をしていращやるかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） ただいまの志田議員のご質問にお答えいたします。

現在、千葉県と連携いたしまして、競技会場周辺の主要駅等で、観光・交通案内などの各種案内を通したおもてなしを行う都市ボランティアの募集を行っているところであり、今後、ボランティアの運営を町で担っていくこととなります。

議員ご質問の都市ボランティア以外のボランティア団体についてですけれども、直接、町が募集・運営を行うことは現時点では考えておりません。ただし、町民の方々が自主的にボランティア団体を立ち上げ、オリンピックで一宮町にお越しいただいた方々のおもてなしを行っていく場合には、町としても側面から支援を行いたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございます。

そういたしますと、例えばの話ですが、NPOのほうでボランティア団体を立ち上げて、そういうことに関してサポートしていきたいという方たちに対しては、支援をしていただけるといふことで考えてよろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） 高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） それでよろしいです。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 2番目の釣ヶ崎海岸の会場の道路拡幅の時期と予算についてお伺いいたします。

会場入り口が、最初の9メートルから12メートルになったことは非常に良かったと考えております。そして、これがいつから工事に着工するのか、皆さんとても関心を持っていらっしゃると思います。わかっている範囲内で、予算も一緒に答弁いただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） 釣ヶ崎海岸広場進入路の拡幅についてですけれども、現在のところ、北部林業事務所に対しまして保安林指定の解除申請を行っているところでご

ございます。工事の着工時期につきましては2019年9月以降を予定しております。予算につきましては、新年度予算に計上させていただき予定でございます。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございます。まだ、予算についてはわかっていないということですね。はい。

では、次の質問に入らせていただきます。このまま続けます。

釣ヶ崎海岸に整備される自然公園の駐車場について、町長の行政報告の中にも、駐車場のことは書いていなかったんですけども、私はオリンピックのために駐車場がつくられるというふうに思っていたんですけど。ところが、残念なことにオリンピック後と伺ったその工事の時期と駐車場台数がわかれば教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） 駐車場についてでございます。

釣ヶ崎海岸広場の南側に千葉県が広場と駐車場を整備する計画になっております。園地、公園の造成工事につきましては、年内に着手いたしまして年度内に終わる予定と聞いております。その後、2020年オリンピック時には、仮設の設備を設営して会場として使用いたします。オリンピック終了後、芝生を張り、駐車場を整備して、2021年度春供用開始の予定となっております。駐車可能台数につきましては、今現在102台を予定しております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございます。

結局は、公園のところにオリンピックの大会の仮設ができるということですね。その仮設を壊した後に、公園として芝とか駐車場を整備して供用させていただきということなんですけれども、これはこれでとてもよいことだと思っております。

オリンピック推進課はとても大変だと思いますけれども、我々もいろいろと皆さんと町と一緒に考えて、ぜひオリンピックを成功させたいと思っておりますので、頑張ってほ

しいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（小安博之君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 川 城 茂 樹 君

○議長（小安博之君） 次に、1番、川城茂樹君の一般質問を行います。

1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） 1番、川城です。

大きく2点質問がございますので、1点ずつ区切らせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） はい、どうぞ。

○1番（川城茂樹君） それでは、1点目の質問からいたします。

本町における第1次産業の振興施策についてです。

農業は本町の基幹産業であると位置づけられている。しかしながら、近年、全国的に問題視されている農業者の高齢化と担い手不足が招く生産基盤存続の危機は、本町においても同様である。この打開策について町の見解を伺いたい。

また、農林水産省が積極的に提唱している人・農地プランは、現在、日本の農業は厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するための基本となる人と農地の問題を一体的に解決するものであり、町や集落ごとに作成すべきものであると聞いている。そこで伺いたい。

第1点目は、本町の人・農地プラン作成の進捗状況について具体的に伺いたい。

2点目は、現在、一宮町全体の主食用米作付面積は272.4ヘクタールであり、そのうち大規模生産者5名がこの半数を作付けしていると聞いている。これは、一部の大規模生産者に耕作が集中し過ぎてしまっていることにならないのか。今後、5年後、10年後の町当局の見解、また集落営農組合を設立する考えはあるのか、あわせて伺いたい。

3点目として、町当局は、今後このような大規模農家と協議する場を設ける予定はあるのかについても伺いたい。

4点目として、排水路整備は水稻において重要な生活基盤である。その排水路の状況について、町当局ではどの程度把握しているのか。また、今後どのような展望を持っているのか、町当局の見解を伺いたい。

以上です。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 川城議員のご質問、1つ目の農業の衰退状況の打開策についての町の見解をとということでご質問いただきましたので、お答えを差し上げたく存じます。

農家の高齢化などによる生産基盤存続の危機、これは非常に私どももまさしく危機感を持っております。農家の高齢化、担い手不足は全国的な課題であり、当町でも例外ではない状況でございます。

このような状況の中で、先ほど行政報告でも触れさせていただきました。現在、長生郡の6町村とJAが連携した形で、新規就農や担い手確保を進めるための長生農業独立支援センターの開設に向けての協議を進めているところであります。平成31年度に開設することを目指しておまして、関係機関が一体となって就農相談、新規就農の相談や担い手育成など、総合的な施策を進めていきたいと、そのように考えているところでございます。私どもは長生農業独立支援センターの機能に大いに期待しているところでございます。

○議長（小安博之君） 小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） 次の人・農地プランに関する質問でございますが、答弁させていただきます。

まず、1点目の人・農地プランの進捗状況につきましてでございますが、一宮町人・農地プランは、検討委員会での話し合いを経まして、一宮町全域を範囲とし、平成25年3月に作成しております。当初計画では、地域の中心となる経営体は45経営体でございました。その後、新規就農者や農業法人などの追加のため4回の更新を行ってございます。現在では、地域の中心となる経営体は54経営体となっております。

2点目の米の作付面積の関係でございますが、ご指摘のとおり、当町では10ヘクタール以上の作付を行っている5名の生産者で約半数の割合を占めております。こうなった原因として、中小規模農家の多くが、後継者等の問題で規模縮小や離農をするために大規模農家に貸し付けをしているという実態がございます。集落営農組合も農業経営の安定化を図るための有効な手段ではありますが、そのためには、集落の農家が同じ方向性で進む必要があると考えています。先ほど申し上げましたように、規模縮小、離農が多い現状の中では、大規模農家への集積が当町には適していると考えております。

3点目の大規模農家との協議についてでございますが、平成30年2月に、先ほどの大規模

農家のうち4件と県農業事務所改良普及課、そして町とで、農地利用集積に関する意見交換会を行っております。これは、アンケートによる貸し付け希望農地をもとに、今後の利用集積の方向性について協議したものでございまして、農家の皆様からは問題点や課題などさまざまな意見が挙げられました。今後も必要に応じて意見交換を行い、効果的な利用集積を進めてまいります。

4点目の排水路の状況でございますけれども、農業用排水路のほとんどは、現在、各土地改良区が管理しております。水稻の安定的な生産のためには適正な維持管理が非常に重要であり、日ごろの点検や軽微な補修につきましては、各地域の環境保全会が国庫補助事業の多面的機能支払交付金事業、これを活用して実施している状況でございます。また、大規模な補修や改修につきましては、町と土地改良区が協議した中で整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） ありがとうございます。

この件については大変難しい、厳しい状況かとは思いますが、農家住民の方々と協議、協力の上、積極的な政策を期待いたします。

それでは、2問目でございます。業務のペーパーレス化についてでございます。

現在、国や県や日本の大企業においては、ペーパーレス化、つまり書類をデータにして減らすことが積極的に推進されている。その主な利点について5点ほど挙げている。1、印刷コストが削減できる。2、資料を探しやすくなる。3、いつでもどこでも書類を閲覧、承認できる。4、セキュリティー対策ができる。5、オフィスがきれいになり、環境にも優しいとある。

そこで、本町のペーパーレス化について、過去5年間どの程度進められてきたのか、また、今後5年間どのように進めていくつもりなのか、それぞれ具体的に伺いたい。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） お答えします。

ペーパーレス化については、紙媒体の電子媒体化への移行と定義され、それに伴い、紙資

源やごみの消費削減、紙やインク等印刷に係るコストの削減、職場の省スペース化、さらには文書クラウド化により紛失等のリスク軽減といったセキュリティー強化が図られる利点がございます。

町の取り組みといたしましては、職員に対し1人1台のパソコンの整備や、庁舎の各フロアへ複合機を導入し、保存データの電子化を実施、さらには、議員及び管理職にタブレット端末を配布し例規検索の電子化を図るなど、ペーパーレス化に努めてまいりました。

しかしながら、行政事務においては、電子化は専用システムの導入に多額の財政出動を要することや、停電やシステムトラブルなどによる弊害、さらには担当者同士の連携や紙媒体でのチェック体制などが不十分になるなど、行政サービスの低下を招くことも懸念されます。

ペーパーレス化は、国の掲げる働き方改革にも高い効果があるとも言われていますので、今後につきましては、町の情勢に見合った取り組みを研究していくとともに、国や県、先進自治体の事例も参考に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） ありません。ありがとうございました。

メリット、デメリット等、いろいろな問題があるかと思いますが、引き続き取り組みをお願いしたいと思います。

以上をもって私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小安博之君） 以上で、川城茂樹君の一般質問を終わります。

会議開会后1時間15分を経過しました。ここで15分程の休憩といたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時33分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（小安博之君） 次に、8番、藤乗一由君の一般質問を行います。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） それでは、私、一般質問で3問提出させていただきましたが、1問ずつ区切らせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○8番（藤乗一由君） それでは、最初に観光・お買い物循環バスの結果から、今後の公共交通の方針についてお伺いします。

ちなみに、通告書を提出した際に巡回バスと書いてしまって、私のミスでしたので、正式には循環バスということですので、そのように読みかえてお願いいたします。

中に、4つほど分けて質問させていただきます。

1番、8月から10月に実施しました観光・お買い物循環バスの結果を見た中で、観光、お買い物のそれぞれの目的に対する効果、問題点をどのように考えているのでしょうか。

2つ目、年度当初の計画にはなかったこの事業に関しまして、馬淵町長のご説明では、夏場に観光客の増加があるため、急遽実施を考えたということ。また、これまで十分なデータ集めをしていなかったために、今後必要となるデータを収集するということが目的であること。また、お買い物の面では、交通弱者の町民の皆様の利便性を図るためであるというようなことが挙げられておりました。これらのデータや結果を調べたり確認したりするために、町長からは具体的な調査項目などの指示はあったのでしょうか、あるいはなかったのでしょうかという点です。

ちなみに、私が仮にこれを実施する立場であったとするならば、運転手の方に、乗降客が観光目的なのかどうか、これを確認しておいていただくようお願いしておくことができたとと思います。また、特に観光の方が帰りに利用された場合、感想や要望、こういったもののアンケート記入や聞き取り、これをお願いすることができたとと思います。運転手さんもなれた方ですので、それくらいの余裕はあるかと思います。私としては、この事業に対して、これまでの執行部側とのやりとりの中で、当然それくらいのことは準備しているはずだというふうに考えておりました。

そこで、運行報告書とアンケートを拝見させていただきますと、具体的な観光客数、乗降地点、目的などの情報さえ十分確認できていないということがわかりました。これでは、これまでの実施状況と何ら変わりがないというふうに考えざるを得ません。一度計画を手直しして、再提案して進められた計画です。再提案した意味が十分なかったというふうに思えるわけです。

また、私が聞き取りした中では、お買い物の利用者、この中でも、9月末ごろになって、

半分を過ぎたところです。それで初めてこの循環バスの運行を知ったという方もいらっしゃったということです。こうした準備や広報の面で計画の中に大変手落ちがある、問題があるというふうに思います。

町長は、この事業説明の中で、現状で最善のプランを提供できるというふうに語っていらっしゃいましたが、現実では最善とはほど遠く、これまでの経過を踏まえていない、計画が大変ずさんだったというふうに思えます。これについて町長はどのように考えているかということも含めてです。

3点目としまして、これら以上を踏まえまして、冬期の実施についてはどのようにする予定なのか。また、今後の循環バスの方針についてどのように考えているのかという点をお伺いします。

4つ目になりますが、通年運行での町内循環バス、新にここサービス、これらを含めて、交通弱者である障害者ですとか高齢者の方ですとか、この利用を考えた公共交通のあり方につきまして、現在どのような形でどこまで検討が進められているのでしょうか。その進捗状況と、町長はこれについてどのようにお考えかということについてお伺いします。

なお、私は、7月の臨時議会におきましては、循環バスを無理に実施するというので、そこに労力がとられてしまい、逆に公共交通の検討がおくれるおそれがあるというふうに考え、これに反対いたしました。しかし、賛成意見として出された中には、この検討も同時進行するので問題ないというご意見がございました。私は、あくまで担当課の状況、現在の役場の状況、職員の皆様のこうしたことを踏まえた上で、賛成意見にあるような同時進行というのは非常に無理があるのではないかとというふうに考えた中で申し上げたという部分もございます。

そうしたことを踏まえて、検討や協議、こうしたものがどこまで進んでいるのかと、その進捗状況があればそれについて、また、検討のための組織というのがどのようにつくられているのか、これがつくられているのであれば、いつ、どのような会議があつて、誰がそれに当たっているのか、現状でどのような状況かということなどにつきましてご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） まず1点目の、8月から実施した運行結果を踏まえ、どう考

えているかにつきまして、私のほうから答弁申し上げます。

まず、実施した結果につきましては、先ほど町長の行政報告におきまして報告がなされましたけれども、57日間運行したところでごさいます、乗客数は中央コースで324人、北部コースで482人の方々にご利用いただきました。お買い物については、商店街、宮原、グリーンウェーブ前など小売店のある場所を目的地として乗車された方々は、およそ2割でございました。町内での消費を促すとともに買い物客の利便性は高められたものと考えております。

一方、観光面では、やはり上総一ノ宮駅を利用する方が半数を占め、海岸広場、釣ヶ崎海岸等を目的に利用いただきました。夏場の観光シーズンに多くの観光客が利用したということで、循環バスは役立つものと思っております。

今後の問題点としては、乗降数が少なかった箇所についての変更や、新規に乗り場をふやすことや、新規ルートについて、循環バスの車両の大きさも踏まえて、さらに検討する必要があることが今後の課題であると考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員のご質問の2つ目の点についてでございます。

調査についてのご質問ですが、今回の運行に関しては、私は、これは以前の議会でも藤乗議員からもご提起いただいた問題ではありますが、乗り切れない利用者の方がどれだけいらっしゃるか、これはバスの大きさにかかわることではありますが、これに重点を置いて、運転者の方に記録を残すようお願いをいたしました。

乗客に対するアンケートにつきましては、特につけ加えたものはございません。観光客に対するアンケートにつきましても、ご意見、ご要望を書きいただく欄がございますので、バスに対する要望の吸い上げとしては十分であるというふうに考えた次第であります。これで特に差し支えるということはないと思いますので、私はずさんであるとは考えておらないわけでありまして。しかし、今後、観光の目的を選んだ方に、具体的目的など記録していただくことなどもできるかもしれません。そういったことも考えられるとは思いますが。

そして、あと広報の面でございますけれども、これは今までと変わらぬ広報をいたしました。大分定着はしつつあるのではないかと思うんですけれども、なお同じようにさまざまな回路で努力をいたしてまいりたいと思います。

3つ目のご質問、冬期の実施と、それから今後の循環バスの方針はどうかというご質

間にお答えいたします。

冬期のバスは、先ほど行政報告でも申し上げたとおり、予定どおりの運行をいたすつもりでございます。今後については、さまざまなパターンを考えて試行を行っていきたいというふうに、現在、スタッフと考えているところであります。

4つ目、循環バス、新にこにこサービスなどを含めた公共交通のあり方について、何か公共交通の全面的検討をしているかということでもあります。

協議会などは立ち上げておりません。この協議会の必要があるかどうかについては、スタッフの内部で何度か打ち合わせて、それもまだ時期はそこに至っていないだろうという認識で、それを立ち上げていないわけであります。

にこにこサービスと循環バス、この2つのサービスが現在公共交通的なサービスとしてございます。この2つをどう考えるかというところが一つ、ご質問いただいたことに関連してくるんだと思いますが、私は、現状の段階では、結論的に申しますと、並行して進めるのがよろしいだろうというふうに思っております。

まず、新にこにこサービスでありますけれども、これはドア・ツー・ドアのサービスであります。利用者ご自身で移動していただく部分がほとんどないわけであります。また、第三者との接触も最低限に限られるものであります。この事業は、事業としては堅調に推移しておりまして、利用者の方々からは大変好評をいただいております。

その中で、さらに今後の増進の要望として、回数を増加してほしい、町外への運行も認めてほしいなどというものが出てきております。ただ、これらは費用や法規などの問題で、簡単には進められないということがございます。私としては、この新にこにこサービスにつきましては、大変好評であるということ踏まえて、現状のサービス水準を維持することがまず必要であるというふうに認識しております。

一方、循環バスのほうであります。3年やってみたわけですが、停留所で待ち、停留所でおるので、利用者の皆様ご自身で、まずある程度移動できる、そういう機動力をお持ちであることを前提といたします。また、バスに乗りますと、不特定多数の方との交渉もいろいろあるということでもあります。これは元気な、特に高齢の方々中心に、年齢の調査を見ますと、高齢の方のご利用が非常に多いものですから、高齢の皆様にお買い物足を提供しているということがはっきりわかるわけですが、さらに観光機能もつけ加えたものとして、利用者の人数も事業として容認できるレベルの実績を上げております。利用者の方のご評価も、実際にアンケートを見ますと大変好評であります。そう考えると、今後も

このバスにつきましても、現状のサービス水準を維持する、確保するということを目指していくべきだというふうに思っております。

特に、循環バスとにこにこサービスは、特に新にこにこサービスの利用者の数に循環バスが季節的に運行しても、利用者の数に変化が見られません。となると、循環バスは少なくとも新にこにこサービスの代替機能は持っていないだろうというふうに考えられるわけであり、ます。並行した関係にあると。

こういったことから私が考えますのは、現在、医療費の増大を抑えるためにも、ご高齢の皆様は外出いただくのがよろしいと、これを専門家の皆様、異口同音に推奨していらっしゃると思います。そうしたご高齢の皆様の外出手段として有効である、この2つとも有効であるというふうに言えると思います。また、カバーする層が異なっているので、両者を並行して進めるのがよろしいのではないかと私は考えている次第であります。つまり、両者を統合して新しいシステムに移行することを目指すより、現存のシステムを、まずそれぞれうまく回していくことを目指すべきではないかと考えるわけであります。

以前の私の考えとしては、これは先ほど大橋議員にご質問いただいた、例えば選挙の前の段階で私はこう考えておりました。酒々井町がオンデマンドのバスを運行しております。ドア・ツー・ドアであります。これは非常に使い勝手がいいという印象を持っておりました。これに、一つ、循環バスとにこにこサービスを統合するという発想もあると、かつては思っておりましたが、そうしますと、今度はドア・ツー・ドアですので、機動力がある方の外出の足としては逆に適切でないという面があります。そうしたことからしますと、統合しないことにメリットがあるというふうにも考えるようになったわけであります。

循環バスについて、現在最も多いご要望は、年間運行をお求めになるということであり、ます。現在の運行の形態で直ちに年間運行を行うのは、費用の面から大変困難であると考え、ます。運行頻度あるいは運転機器の調整などでさまざまな試行を行いまして、運行の期間を延ばしていくことを考えていければと今のところでは思っております。また、これはせんだいの議会でもご指摘をいただいたところでございますが、空白地域への運行経路の設定などもこれから行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいまご答弁いただきました。

ですが、その中で、担当課長のほうから問題点として今回考えられる点、幾つかありました。新規ルート那点ですとかバスの車両の大きさ、こうした点です。これについては、6月の説明の時点あるいは7月の臨時議会の時点で、あらかじめ私のほうからもその点については指摘して、さらに改善案といったものもお話ししてありました。ですから、実施する以上はそうしたことを前提に、さらにその上のレベルに、先に進むために必要なデータを集めるというような進め方というのが必要ではないかというふうに思います。その辺が非常に欠けている点だと思います。ですから、そうした進め方をしっかりとやっていただいた上で、事業を進めるということをお願いしたいと。これは1つ目の要望でございます。

また、お話の中で、担当課長のほうでも町長のほうでも、循環バスが有効であるということ、要望が非常に多いということ、これはご承知のことであるということでしたので、お話の中身から考えますと、将来的に循環バスを通常運行するということは想定の中に大きくあるというふうに受けとめました。それでいきますと、これを立ち上げるためには、タクシーですとかバスですとか事業者との話し合い、こうしたものがどうしても必要になります。そうした場面を、検討の場を設けてということになりますと、例えばそうしたものが来年度当初からスタートしたとしても、やはり最低でも1年間ほどの協議の期間は必要であろうというふうに考えますので、早くスタートしても32年度当初ということになります。

ですが、今のお話でいきますと、そうした検討の場を設けるという計画はまだないと。そういうスケジュールはございますかというつもりでお聞きしたんですけれども、そういう予定はまだないというような状況のようですので、32年度当初からのスタートはまず無理であろうというふうに想定するしかないというふうに考えます。そうしますと、馬淵町長の任期中には、これはスタートしないということになってしまいます。

もろもろのいろんな要望、これを踏まえた上で、しかもきちんと必要なデータを漏れなく無駄のないように集めていただくということが一番重要となりますから、これは利用者の方、町民の方の意見を聞くということも含めてですけれども、そうしたことをきちんと吸い上げるということをしていただきたいと思います。その上で、この循環バスだけではありませんが、さまざまな事業を進めていただきたいと思いますというふうをお願いしたいと思います。その要望で再質問とはいたしません。

では、2問目の質問のほうに移らせていただきます。

2019年度のQ S 6000、こうした国際サーフィン大会の計画についてお伺いします。これも3点ございます。

このサーフィン大会の内容、実施日程、予算の計画、主催者の情報ですとか、主催者側でのスポンサー集めの状況、それについて本年度との違い、こうしたことについてご説明いただきたいと思います。

2つ目は、本年度実施の問題点、これをどのように考えているかということです。これは、町の補助金の額の妥当性ですとか、来場者数、町への経済効果、町民あるいは町内外への認知度、広報の問題です。それから、町民の方の評価、来客のデータ、その他、こうしたことについてどのようにお考えかということです。

3点目は、2019年度の大会に向けた町がこの大会への取り組みをどうするのかと、そして町がどのように関与していくのかということについて、お考えをお聞きしたいと思います。また、現在これについてどのような取り組み状況なのかということもあわせてお聞きしたいと思います。さらに、町長がこの町への経済効果や還元ということについて、来年度どのように考えているのでしょうかということも含めてお願いしたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） それでは、藤乗議員のご質問3つを順次お答えしたいと思います。

まず1つ目、2019年度でございますけれども、この年につきましてはオリンピック開催1年前になります。現在のところ、2019年もこれまで同様、WSLのQS6000大会の開催を考えております。実施日程ですけれども、2019年度はこれまでとは異なり5月初旬、ゴールデンウィーク期間で計画を進めております。予算計画ですが、昨年同様、スポンサー獲得による運営資金の確保、あわせて町からの補助金を想定しているところでございます。主催者はこれまで同様、WSLアジアになります。スポンサー集めに関しましては、新規の大ロスポンサーの獲得が見込まれるという情報も得ております。これまでの時期と異なることにより、世界中の有力サーファーの参加が可能になり、また、ゴールデンウィークに重ねることにより、さらなる集客が期待できます。大きな違いはこの点でございます。

2つ目、本年度実施の問題点ということでございますけれども、来場者数は延べでおよそ2万2,000人。町への経済効果につきましては、前回の議会でも答弁いたしました。一定程度のものはあったと考えます。町内外への認知度ですが、メディア等でかなり多く取り上げられ、認知度はかなり上がっていると感じております。町民の方からの評価は、はっきり

とした形で伺ってはおりませんが、ご理解はいただいているものと受けとめております。来客についてのデータは特にございませんが、町内外、海外からの多くの方にお越しいただきました。その他ということですが、旧駅前観光案内所を利用した特設ギャラリーの設置、会場内には町商工会さんのご協力により飲食の販売や観光案内を実施いたしまして、多くの方々に利用いただきました。これらを踏まえ、事業実績報告書等精査した中で、町補助金の額は妥当であると考えております。

3つ目、町の取り組み、関与の仕方ということでございますが、こちらも前回答弁いたしましたように、積極的に大口スポンサー獲得に向けて行動いたす所存でございます。

町への経済効果や還元についてですが、さきにも述べましたが、一定程度出ていると考えております。あわせて、オリンピック本大会に向け、この大会を継続的に実施することにより、さらなる町全体の活性化や地域おこしにつながると確信しております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

ただいまの高田課長のお答えにつきましては、町長につきましても同様の認識、見解であるというふうを考えてよろしいものですよ。

それでは再質問としまして、経済効果や町への還元の部分、その辺についてお伺いしたいと思います。

この点に関しましては、集客数というデータが最も重要な要素の一つと考えますが、本年度の大会での観客数2万2,000人というふうに公式発表されておりますが、先日の全体会議におきましてお聞きした時点でも、この2万2,000人というのは主催者側の発表によるということで、根拠、調査の仕方については明確ではないというお話でした。

そこで、大会を観戦に行った、見学した方というのを伺ったところ、ネットでのドローン映像、これを見ておりましたが、町が発表している2万2,000人という数字とは大変ほど遠いという意見が多数聞かれるわけです。実際、ドローン映像を見ていたサーフィン愛好者の方やサーフショップの方から、お店の方は行けませんからそれを見ていたわけですが、スタッフ以外には数十人しか観客がいなかったよという感想は何人もからお伺いできました。では大会の現場に行った方々はどうかと。鶴野澤議員もそのお一人ですが、こうした方々からも、スタッフ以外に数十人から、どんなに多くても200人程度であったという声を

多くお聞きするわけです。

2万2,000人という数字を8日間の大会で平均しますと、1日当たり2,750人、3,000人弱です。3,000人という数字を考えますと、町としては上総国一宮まつりが公式にその程度という発表のようですが、この規模に当たります。会場の駐車スペースというのを除きますと、会場自体は大変狭いわけですから、上総おどりよりもはるかに狭いスペースにそういう方々がいらしたというふうに考えなければいけないんですが、延べ数だというお話ですけれども、3,000人が出入りしていたというのは甚だ疑問に思えます。会場周辺部では、観客は、砂浜でごらんになっていたお客様もいらっしゃるということかもしれませんけれども、それよりはるかに少ない数字ですから、本当のところは、実際この公式発表よりも、現実として1桁以上少ない人数しか集まらなかったと考えるのが妥当だというふうに私は思います。

現に、例えば今、上総国一宮まつりのお話をしましたが、一宮小学校の運動会だって、グラウンドにせいぜい2,000人ぐらいしか集まらないわけです、子供たちを含めて。実際に会場を訪れた方であれば、とてもそういうような混雑の状況、人がたくさん集まっている状況ではないというのは一目でわかるはずです。また、7月24日の2年前イベント、これもございましたが、私は行った中でおおよそ概数で数えましたが、300人余りというふうに見られました。それより少ないという感想を何人もからいただきましたので、この辺のところは間違いないと思います。

ですから、そうしたこともろもろのことを考えますと、観客は数十人からせいぜい200人程度。1日にこれが2交代するとなると400人、延べの数ですけれども。これを単純に掛け算すると8日間で3,200人となります。もちろん毎日違う方が来るわけでもありませんし、当然リピートの方もいらっしゃるので、1日のうち何度も出入りする方もいます。そうすると、実数は2,000から3,000と考えるのが一番納得のいくものであろうと。

ですから、1日の観客数は300人程度であると考えますと、その中には町内や周辺の方が圧倒的に多いと思います。ですから、そうしたことを考えると、この数字であれば、宿泊客あるいはお買い物のお客様が非常に少ないというのは当然だと思います。ですから、経済効果が実感できない、あるいは宿泊客が非常に少ないということは、9月の議会でも鶴野澤議員からございましたが、これはもう当然のことだろうというふう考えられるわけです。

私のほうは、あくまで想定であろうということであれば、こうしたことを町としてもきちんと、今さら調べることはできませんが、聞き取りなどによって確認していただくという必要があるのではないかと。そうした、誤ったという言い方が適当ではないと言う方もいらっ

しゃるかもしれませんが、誤った情報に基づいて経済効果云々ということをされるのは、町民の皆様にも間違った感覚を与えてしまうということで、これは控えるべきであろうというふうに、慎んでいただくべきであろうというふうに考えます。オリンピック開催によって町の活性化にということであれば、こうしたデータを冷静に調べて、現実に基づいて対応する方法、こうしたことを考えていただかなければ意味がないのではないかとというふうに思います。

また、補助金の部分につきましても、先ほどのお話の中では、2万2,000人の大会であるということ为前提に約2,000万円の補助金が妥当であったというお話でしたが、これが3,000人だったという話であれば、では200万から300万ぐらいで補助金はよかったではないかという話にもなってしまうということです。ですから、補助金をもらう側にしても出す側にしても、それはたくさん来たほうがありがたいわけです。でも、そうだったらいいねという前提でいただいているのは困るということです。

そこで、以下についてお伺いします。

①この数字はどのように求めたものでしょうか。調査の詳細と根拠をご説明ください。

2点目、なぜこのような当てにならない数値にとられるのでしょうか。

3点目、この数字をもとに、町長の説明では机上の経済効果をうたっていました。この経済効果などを含め、町はみずから正しいデータを集めないのでしょうか。

4点目、観客の方はどこから来ているのか、単独か家族連れか、一宮に来てどう感じたのか、買い物や観光はしたのか、宿泊するのかどうか、そうした調査データを集めなければ、オリンピックに向けて施策が明確になりません。どうしてそのような準備をしなかったのでしょうか。

また、こうしたデータ収集をしなかったのであれば、大会開催だけが目的になってしまいます。町のためになる、町に還元する具体的な目標、方針、目的、こうしたものはないのでしょうかということ。

最後に6点目として、補助金要望が提出される前の段階で、主催者側と十分に連絡をとって実施計画の確認、こうしたものをされていれば、急な補助金要望という形で、慌てて2,000万円ということに対応するということをしなくても済んだのではないかと考えます。ですから、事業推進に当たってのこの進め方、対応、これがずさんだったというふうに考えますが、その点についてどうお考えでしょうか。

以上についてお願いします。

○議長（小安博之君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） 藤乗議員の再質問にお答えいたします。

まず、観客数ですけれども、これは全体会議でも述べましたけれども、主催者側の発表した数字でございまして、町が直接調査、カウントした数字ではございません。ここで多い、少ないという議論は控えさせていただきたいと思います。

また、この数字にとらわれているわけではございませんが、前回の議会で鶴野澤議員への答弁では、これをもとに推測したのは事実であります。しかし、実際、大会開催中の町内の様子、会場周辺のにぎわい等から、繰り返しになりますが、経済効果があったものと考えております。

観客の方がどこから来たか、単独か家族連れか等についての調査につきましては、最初にQ S 6000大会が行われました平成28年度に実施いたしました一宮町サーフォノミクス調査の中で行っております。ことしの大会ではデータ収集を行うための予算計上をしておらず、実施はいたしませんでした。

目標、方針、目的ですが、この大会はことしで3回目であります。最初はサーフォノミクスの一環として開催いたしました。2回目は、オリンピック開催が決定したこともあり、助走の意味も込め、国際大会実施による町としての経験値の向上、ことしはそれに加え、オリンピックに向けたさらなる盛り上がり、町の活性化、周知を図るべく開催いたしました。

最後のご質問ですけれども、こちらも6月議会で経緯等、答弁いたしました。いろいろなご意見はあろうかと思いますが、適正な事業推進であったと確信いたしております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） これにつきましても、先ほどお聞きしましたように、町長としての見解も同様であるというふうに考えてよろしいんだと思います。そこで、私としましては、今のお答え、あるいは現状に対しての要望としてお話しさせていただきます。

ただいまのような、私もご説明いたしました、そうした計画段階での対応する町側のスケジュール、こうしたものもきちんとつくって対応しなければ、今回の補助金の問題等というようなことが起こってしまうと。ですから、きちんとしたスケジュールづくりをしていた

いただいた上で、相手側のWSL側との進捗状況の把握をしっかりとしていただきたい。これを随時確認していただきたいということ。

さらに、事業推進に当たりまして、実際に正しいデータをきちんと集めてください。その中には聞き取り調査、こうしたものも当然含まれます。そして、このデータをきちんと公表して、公平公正な情報が皆さんにおわかりいただけるようにしていただきたいと思います。これには複数の不特定な方からのご意見を聞くということも重要だと思います。さらに結果に対する検証、これを主観的ではない立場で必ず行っていただくようお願いしたいと思います。

さらに、以上から問題点を整理し、改善策、改善案をまとめていただきたいと思います。そうしたことを前提にして次回の事業推進をしていただかなければ、本当に有効なものにならないと思います。ごく一般的なPDCAと言われるやり方ですので、しっかりとそれに基づいて進めていただきたいと思います。本当に基本的な要望でございます。

では、3つ目の質問について移らせていただきます。

3問目は、年度計画にない事業など、こうしたものについて、準備、計画等が不十分な事業提案、こうしたものがございまして、改善を求めたいと思いますというものです。

これまで、町長からの事業提案の中に、準備や検討、それから調査データなどが不足であったり、不十分で計画性に欠けるといったものがございました。あるいは議会への情報提供の不足、検討時間が十分でないというような状況に陥ってしまったと。そこで採決に回らなければいけないというような事業提案も幾つか見受けられました。議会での十分な検討を経てこそ、よりよいまちづくりにつながるはずですし、町民の方々のご理解、ご支援がいただけるというものです。ですから、こうした進め方は非常に疑問でもあり、残念でもあります。

このような問題点の改善を求めますが、中で、なぜそのような状況になるのか、何らかの意図、目的があるのか。また、改善について取り組む考えがあるのでしょうかということについて伺います。

なお、今お話ししただけでは、十分に内容についておわかりいただけないという部分もあるかと思えます。インターネット中継もされておりますので、不特定の方におわかりいただく必要もあると思えますので、具体的に何点か紹介させていただきたいと思えます。

まず、準備や検討、データ不足ということによる事業の提案の例としまして、3点ほど挙げさせていただきます。

1点目は、先ほど質問に挙げましたQS6000への補助金の補正予算ということですが、こ

これは3月2日時点で補助金は出さないという話だったんですが、すぐ翌月初め、4月当初に補助金2,000万円の補正予算案が出されたということです。これが、先ほど申し上げましたように、十分なスケジュール、計画あるいは主催者側とのやりとりが、情報交換がきちんとできていなかったというようなことです。ですから、準備、検討、こうしたことが事前の段階で不十分だったと考えられます。

また、1問目で聞きました無料循環バス、この運行についてですけれども、これも3月議会当初で、新年度には実施しませんというお話でしたが、突然6月になって、夏場の運行をやりたいという提案でございました。これも準備不足という点を指摘させていただきました。

さらに、これは補正予算の事業案としては見送られたものですが、小中学生に、まもるっくというGPSのような機能のある携帯型の通信機器を持たせるという計画案が、6月に説明がございました。これにつきましては、町内でも周辺でも不審者情報、こうしたものが増加していたということを受け、小中学生、子供さんたちの安全を守るということで、そうした機器を持たせるべきではないかというご提案がありました。

町長のほうからは、ぜひやりましょうというお話で、9月議会において補正予算として提出しますというお話がありましたが、これにつきましては、議会の中でも何人かの議員の方からご意見がございました。

そこで、私としましては、意見書として、子供たちの安全を担保するために本当に有効なのかと。それから各家庭、子供たちの公平性に関して疑問があるということ……

○議長（小安博之君） 藤乗議員に申し上げます。

要旨を整理して質問願います。

○8番（藤乗一由君） はい、わかりました。説明なので大変申しわけありません。

こうした問題点があるという意見書を提出しました。結果的に9月議会の補正予算には提出されなかったと。こうした基本的な検討がされていなかったということが問題であるということで、説明の中に入れさせていただきました。

また、情報提供が議会に対して不足である、検討時間が不十分で、本当に議会として町民の方に責任を持てるのかという件についてですけれども、これは先ほど大橋議員からもありました一ノ宮駅東口開設に関する事で、詳細設計費、これにつきましては非常にタイトなスケジュールで提案されました。

この内容につきましても、エレベーターを設置されるということと、総額が1億数千万円上がる可能性があるというふうな大きな変更であるにもかかわらず、間に平日が1日しか

いというようなスケジュールの中で臨時議会に提出されるというような内容で、今決めないとスケジュール上時間がないというタイミングでの提案、こういう形で出されるのは、むしろ見ようによっては、強権的な背景で臨むというようなやり方であるというふうに考えられます。

また、さらにもっと深刻なのは、副町長人事の同意案件です。これは、3月14日の定例会最終日に、当日になって人事案件の追加が知らされました。しかも、開会5分前に経歴書が配付されました。5分前なんです、議会開会の。それで本会議ですぐ決めてくださいというわけです。そこで承認を求めるというわけです。

副町長という重要な人事をわずか5分前に提示するという提案の仕方は異常です。適任かどうかということよりも、その進め方が間違っているというふうに考えます。ここでも、今決めなくては新年度の人事に間に合わないということが前提での副町長人事、5分前の提案でしたから、反対するにもしにくい、そんな状況でした。そんな強権的な進め方でいいんですか。わずか5分前に副町長という重要な人事案件を提案するという、それで時間がないから承認してくれというような進め方です。

議会開始直前の馬淵町長の説明では、2日前に面接したとございました。面接はそれ以前に事前にわかっていたはずですから、その時点で少なくとも、3月14日には人事案件が入るというくらいの知らせをすべきではないか。それが議会開会5分前。町にとって重要なはずの副町長人事なんです。

この副町長人事案件の知らせが5分前というのも問題ですけれども、先ほどの一ノ宮駅東口の詳細設計費についても同様です。隠しておいて、実際に提案して、急いで採決させなくては、反対意見が多数出るとでも考えたのでしょうかと考えたくなるようなやり方です。設計変更などは大分前から協議していたはずですから。それに伴って設計予算、総工費なども変わるであろうということも、当然早くからわかっていたはずですから。仮に具体的な数字が出せなくとも、大幅な変更があるということぐらい事前に提示する必要があります。

○議長（小安博之君） 質問の途中ですが、藤乗一由君に申し上げます。

質問の要旨を整理され、簡潔にわかりやすく質問されるようご注意ください。

○8番（藤乗一由君） はい、了解しました。

こうした重要な副町長人事のようなものもそうですけれども、先ほど町長も、議会と十分な議論をして事業を進めたいというお話がございました。十分な議論をする時間的な余裕、あるいは内容の提示というのがないままに、建前上だけで十分な議論をしてというのはいか

がなものでしょうか。こうした進め方に対して、私は改善を求めるといふことで申し上げております。

町民の皆様の不利益にならないように、また、将来の町のために何が正しいか十分に検討し、賛否を表明しなければならない我々の立場としましては、そうした準備ができないような設定で進められては、甚だ責任が持てないというような状況になってしまいます。ですから、速やかに改善していただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の3つ目のご質問にお答えをいたします。

町の事業提案の中に年度計画になく補正で提出するものがあると、また、その場合に準備、検討、調査データなどが不足であるというふうにお考えでいらっしゃる、そういうものがあるというふうにお考えでいらっしゃるということでございます。また、議会のほうへお諮りするのに十分な時間がとれていないものがあるというご指摘かと思っております。

まず、年度当初予算云々のことでございますけれども、皆様もご存じのとおり、近年は大変目まぐるしく社会情勢が変化をいたします。その中で、例えば、今、私ども新年度予算を編成しております。この2018年11月、12月段階で、2019年3月の段階まで見通して予算を立てるわけでありまして、そこで全てが見通せるわけではない。簡単な例を挙げますと、ことしの正月の段階では、トランプ大統領と金正恩委員長が面会するということは誰も考えていなかったわけで、大きな変化があります。

そういったさまざまな変化の中で、私ども、常に当初予算で見通して事業を提案いたしますが、一方では、その社会情勢の変化に伴って、迅速に、かつ的確にそのニーズに応じて、新たな事業展開あるいは既存事業の見直しを行わなくてはいけないということがあります。これは、行政というものが計画経済で自立的に自分たちの進む道を決定できれば、それはかなり透明性、先見性が得られると思っておりますけれども、多種多様な要素の中での最適の解をその都度迫られるという、そういった事業ですので、この点についてはいたし方ないこととしてお許しをいただきたいというふうにお考えでございます。

また、議会のほうへお諮りするときに、案件によって時間がないということもございますが、これも、今、例に出していただいた東口ですが、もう何度も申し上げていることでございますけれども、千葉県あるいはJR東日本、さまざまな関係者の皆様、そういう方々の

それぞれのお立場と照らし合わせた中での事業の遂行でありまして、私ども一宮町が、町の単費で自律的に進めるのであれば、今、藤乗議員からおっしゃっていただいたような、非常にスムーズな合意をつくっては先へ進み、合意をつくっては先へ進みと、どなたからも異論の出ない進め方も可能かと思えますけれども、そうではない。さまざまなプレーヤーの相互に交錯する中でのスケジュール設定でございますので、そのあたりは従前より議員の皆様には重々ご説明を差し上げて、おわびを申し上げてきたところであります。

また、そのときに着地点として到着すべき行き先についても、ほぼ皆様にご共有いただけるように、さまざまな機会でご案内を差し上げてきたと私は考えております。そういった中で、こうしたタイトなスケジュールが設定されるということもございました。それは事実でございますが、そのあたりは、いたし方ないこととしてお許しをいただきたく存ずる次第であります。

あと、幾つかの個別的な案件についてご指摘をいただきました。個別的なことについては、ここでは差し控えさせていただきますが、それぞれに私どもにも理由がございますので、もし必要でございましたら、一つ一つお問い合わせをいただければ、こういう事情でございませんと申し上げることが可能でございます。よろしく願いいたします。

これまでも、いろいろ議会の中でも、それは一つ一つ案件ごとに差し上げてきたことではございますので、ご理解いただいている面もあろうかと思いますが、さらに改めて、もしご質問いただければお答えをさせていただき次第であります。よろしく願いいたします。

今後ですが、もちろん私どもとしては、今おっしゃっていただいたところをできる限り皆様のお心にもかなうような形で進めさせていただきたい。それは、決して皆様のお気持ちを逆なでするのが私どもの本業ではありませんので、そのところをご理解いただきたく存ずる次第であります。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 十分とは言えませんが、私も説明した上でご質問いたしました。その上での答えですので、再度お聞きしても、時間的な部分におきましても、余り実のあるものが期待できないのではないかと思います。

そこで、要望としまして申し上げさせていただきたいと思えます。

まず、先ほどお答えいただいた、県との関係ですとか公開できないという部分がというお話もありましたけれども、数字ですとか詳細な部分に関して、全て公開しなければというこ

とを言っているわけではないということをきちんと認識していただかないといけないと思います。

具体的に言いますと、例えばエレベーター設置というのは、はるか前から協議されていたのですから、そうしたことがありますよというくらい通知しないで、突然エレベーター設置で金額が変わりますというのは妙ではないですかという部分が、どうもご理解いただけていないようです。

ですから、見通しとして予算の中に数字として挙げられないというものがあつたとしても、それ以外の部分として、こういったものが現在検討中である、場合によっては、いつごろにこうしたものが出る可能性がありますという情報提供というのは、なければおかしいのではないかと思います。これが、町民に対する責任を担保する我々にとって、とても重要な、必要なことでございます。

また、こうした進め方について、町長一人が責任を負うというわけではないとは思っております。町長の責任を負うところは大変大きいのですけれども、担当部署それぞれに預けられている部分も非常に大きいです。担当の皆さんも、町民に対する責任ということを十分認識した上でこれを進めていただきたい。場合によっては、町長へきちんとした意見として出していただけるようにしていただかないと、こうした問題が繰り返されると私は思っております。ですから、そうした部分につきましても、皆様それぞれに改善していただきたいということを要望とさせていただきます。

以上です。

○議長（小安博之君） 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

（「議長、今の」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 質問ではございませんが。

（「途中でご質問がございましたので、補充回答ということでお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。簡潔にお願いいたします。

○町長（馬淵昌也君） はい、簡潔にいたします。エレベーターについてでございます。

ご質問をいただきましたのでお答えをいたしますが、エレベーターにつきましては、これはもう前に説明を差し上げたことでございます。つまり、私ども当初、金額を下げるためにエレベーターを考えていなかったわけでありまして。しかし、千葉県からの補助をいただくに於いてエレベーターは絶対必要だということで、千葉県側から強くこの点を出されたわけで

あります。そして、私どもはそれにお応えするという事で、エレベーターを後からつけ加えた。この事情は、以前に私どもご説明を差し上げたと記憶しております。

そういったことでございますので、どうぞご理解を賜ればと存ずる次第でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 鵜 沢 清 永 君

○議長（小安博之君） 次に、6番、鵜沢清永君の一般質問を行います。

6番、鵜沢清永君。

○6番（鵜沢清永君） 6番、鵜沢清永です。

3つ質問がございますが、一つずつよろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○6番（鵜沢清永君） まず1つ目です。網田区の不法投棄について。

9月定例議会において質問させていただいた網田の不法投棄なんですが、その後の進捗状況はどうなっていますか。回答をお願いします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 網田の不法投棄についてですが、9月10日に事業者を現地へ呼び出し、県庁廃棄物指導課、長生地域振興事務所、町職員で状況を確認、埋め立て面積が県の条例による規制対象となる3,000平米以上あるとも見られることなどから、現在、千葉県が事業者へ、県の残土条例指導事項票に基づく必要書類を提出するように指導しています。今後は、県庁廃棄物指導課、長生地域振興事務所と連携し、事業者に対し厳しく対処いたします。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

6番、鵜沢清永君。

○6番（鵜沢清永君） ありがとうございます。

この件に関して、数年、大分時間がかかっていることなので、スピード感をもって対応するよう要望します。よろしく申し上げます。

続いて、2つ目、県道30号線について質問します。

通学路になっている県道30号線ですが、直線でスピードが出やすく、実際すごく飛ばしている車がよく目につきます。今現在、追い越し車線になっているが、追い越し禁止規制に変えるべきではないか。その点について回答をお願いします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 県道30号線の速度規制、追い越し規制につきましては、平成20年12月に千葉県警察宛てに要望書を提出しましたが、規制については難しいとの回答を得ました。

しかしながら、要望から10年を経えており、交通量も増加しており、再度、千葉県警察に速度規制、追い越し規制の要望をしております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

6番、鶴沢清永君。

○6番（鶴沢清永君） 再質問になりますが、難しいと回答を得ているとありますが、どんなことが難しいとなっているのでしょうか。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 本県道は50キロ道路の中で、白子から長生にかけてホテルがあるところは規制をかけているので、一宮町で規制を外しているとのことでした。どこかで緩和をしないと車が詰まってしまうという理由によるものです。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

6番、鶴沢清永君。

○6番（鶴沢清永君） 回答ありがとうございます。

要望になりますが、今の回答だと、10年前のことでそのような答えになっていると思うんですが、今、一宮町では民家も飲食店も多くできてきて、最近ではあそこを通学路として使っている子供たちもふえています。事故が起こる前に追い越し禁止規制をすべきと思いますので、これは強く要望してください。よろしくをお願いします。

続いて3点目、道路標識について質問いたします。

道路の標識が見えづらくなっている箇所を多数見かけるが、点検などは行っているのか。オリンピックで国内外から人々が集まるに当たり整備するべきではないか、これについて質問いたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁願います。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 道路標識についてですが、標識には2種類あり、「止まれ」や速度規制などの規制標識と、「十字路あり」などの警戒標識があります。規制標識は警察の管轄ですが、薄くなった横断歩道や規制標識は順次改修をしていると聞いております。次に警戒標識であります。警戒標識は道路管理者が工事を行います。町道についている標識等は、町の交通安全対策工事で順次改修を行っております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

6番、鵜沢清永君。

○6番（鵜沢清永君） ありがとうございます。ぜひオリンピックまでに改善していただいて、おもてなしできるような環境にしていいただければと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 以上で、鵜沢清永君の一般質問を終わります。

◇ 吉野繁徳君

○議長（小安博之君） 次に、10番、吉野繁徳君の一般質問を行います。

10番、吉野繁徳君。

○10番（吉野繁徳君） 10番、吉野です。

私、通告質問ではございますが、鵜沢清永議員と同じく、共有となる点が一部ございますが、私なりに質問させていただきます。

綱田地先の埋め立て未許可案件であります。平成27年4月より3年以上がたっているわけでございます。現状、この問題を町側、行政がどのように終結するのか、そうさせたいのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 先ほどの答弁と重複するところもありますが、9月10日に綱田の不法埋め立ての現場に事業者を呼び出し、県庁廃棄物指導課、長生地域振興事務所及び町職員で状況を確認したところ、町条例の規制対象である3,000平米を上回っていると見られることに加え、事業者からも5,414.42平米の埋め立てを行ったとの申し出があったため、県残土条例の規制対象である可能性が高いことがわかりました。

このため、県では、現場で事業者に対し、県の残土条例指導事項票に基づき、搬入した土砂等を埋め立てた面積及びそのほか根拠となる図面、搬入した土砂等の土量及び土量計算書、埋め立てた土砂等の発生元がわかる資料の写しの報告を9月28日までに提出するように求めましたが、いまだ提出されていないとのことです。

町では、今後、県庁廃棄物指導課、長生地域振興事務所と連携し、事業者に対して、やはり厳しく対処していく予定でございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

10番、吉野繁徳君。

○10番（吉野繁徳君） 再質問でございますが、まことに今の答弁ありがとうございます。

担当課の皆さんも懸命に、この件に関しては対応されているということ存じ上げております中で、もう少し詳しく再質問させていただきます。

まず、この不法埋め立ての土砂でございますが、これは再生土なのか、または産業廃棄物なのか、またどのような経緯を経て着手に至ってしまったのか。

もう2点ございますが、申請者本人との話し合いは今現状どのようになっているのか。町へ提出された未許可書類でございますが、この埋め立て面積が3,000平米だと聞いております。何ゆえに6,000平米の埋め立てがなってしまうているのか、そのご回答を願いたい。この問題は前例をつくってはまずならない。事業者と連絡を必ずとっていただきたい。また申請者と話ができるような、その手段をとって対応していただきたいと思います。

そしてまた、最近ではございますが、異常気象、豪雨が頻繁で、この現場の斜面下にはJR外房線が通過しております。この件に関しまして、早期解決、早期原状復帰、もう一度言いますが、早期解決と早期原状復帰を、ここで期限を決めてでも約束していただけますでしょうかと。

この地元住民、そして子供たちのためにも、行政側のご理解あるご回答をお待ちして、私の再質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（小安博之君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） まず、埋め立て土砂の種類ですが、先ほども申し上げましたが、事業者に埋め立て土砂等の発生元がわかる書類の提出を求めており、その結果で土砂の種類が判明いたします。

埋め立て着手に至ってしまった経緯ですが、町では書類の不備等で埋め立ての許可を出しておらず、再三不足する資料の提出を求めておりましたが、応じてもらえず、事業者が許可なしで埋め立てを行ったものです。事業者との話し合いが、9月10日の現場での立ち会いで、千葉県が千葉県残土条例指導事項票に基づき書類の提出を求めております。

また、許可申請書記載の面積を大きく上回ると見られる面積が埋め立てられたのは、事業者が申請書類に記載していなかった隣接地等も埋め立てたことが原因であると考えています。

最近の異常気象による豪雨での崩落の危険性については、随時、千葉県と協議しながら、現地の状況や隣接地を所有する方々の意見を参考に対処してまいります。

最後に、早期解決、早期原状復帰の期限ですが、県庁廃棄物指導課並びに長生地域振興事務所及び町で役割分担を決め、早期に解決できるように事業者へ指導を行っていきます。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

10番、吉野繁徳君。

○10番（吉野繁徳君） 終わります。

○議長（小安博之君） 以上で、吉野繁徳君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（小安博之君） 次に、9番、袴田 忍君の一般質問を行います。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 9番、袴田 忍でございます。

それでは、私も3つの質問がございますので、1問ずつ区切ってさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○9番（袴田 忍君） 1点目でございます。これは、今、報道でも重要視されております。

これは千葉日報の11月20日の新聞でございますが、風疹が全国に拡大、そういう形の中で、町としての対策ということで質問させていただきたいと思います。

風疹の予防対策について質問したいと思います。

ことしの風疹の患者数が5年ぶりに2,000人、千葉県では300人を超える見通しとなり、また来年以降もふえ続ける傾向である。そして、オリンピック・パラリンピックに影響が出かねないとの見方も報道で出ています。その主な原因はワクチンの未接種が取り上げられています。新聞の中にも書いてありますが、今回の流行は30代から50代の男性感染者が多いのが特徴である。拡大を防ぐにはこの世代を対象に抗体検査、ワクチン接種が必要であるということことです。

県内20市町村でワクチン接種の助成が始められました。そこで、町として抗体検査、ワクチン助成の考えはありますかということをお願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまの袴田議員の風疹に関連するご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおりでございますが、現在、全国的に風疹が流行しておりまして、町といしましても風疹の流行への対応は大きな課題であると認識をしております。

このため、町では、広報いちのみや11月号の保健センターだよりに麻疹、風疹の感染予防に関する記事を掲載し、町民の皆様へ予防接種を促すなど、感染の拡大防止に努めているところでございます。

なお、成人の風疹予防接種に対する費用助成については、今のところ、一宮町を含む茂原

市長生郡管内で実施している市町村はありませんが、国では現在対象となっている未就学児に加え、抗体を持っていない人が多く、感染リスクが高いとされる30代から50代の男性の予防接種も無料化するなど、対策の強化を検討しているとも報道されていることから、こうした国や県の動向を注視するとともに、茂原市長生郡医師会等とも相談しながら、町としての対策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 再質問ではございません。要望でお願いしたいと思っております。

私は、風疹の流行に歯どめをかけるのはワクチンだと思っておりますが、実際に、今の答弁にもありましたとおり、茂原市長生郡の医師会等の意見も必要だということもありますので、これは慎重に、ぜひ町でもこういった意見が上がっているよというのを伝えていただいて、私は郡内一斉に、これは方針を持っていかなくちゃいけない、1つの町だけじゃなくて、郡内一斉にやはり声を上げるべきだと私は思っておりますので、その辺の検討を市町村を通してやっていただければ、非常に私はありがたいなと思っております。

実際、この前の読売新聞にも、厚労省のほうでもこの対策をしていかなくちゃいけないという記事も載っております。新聞に載っているということは、厚労省も前向きであるということは、医師会のほうも十分考えていただくべきものがあるかなと私は思いますので、ぜひ市町村から上げていただければありがたいなと、もっと声を上げていただきたいと思っております。

以上です。

では、次に2問目、お願いいたします。

2問目は、防災訓練の成果について、この前、11月18日、町を挙げての防災訓練がありました。その成果について触れてみたいと思っております。

私は防災訓練を受ける前に、これもやはり11月14日の千葉日報の、大地震があった場合の千葉県の被害という形で統計も全部載っております。一宮町に1,000年に一回の津波が来た場合、どれぐらいの津波が来るのか、浸水面積が1,017ヘクタール、そして最大津波の高さが10メートル、これが千葉日報のほうでは示されております。そういう中で、我々もそれを意識しながら防災訓練を行ったのではないかなと思っております。町全体の避難訓練が実施されました。私も防災委員の一人でございますので、宮原区で参加いたしました。

9時の地震発生の通報から、避難路の確認をしながらの高台への移動、宮原地区の場合には愛光保育園の園庭、そして屋上のほうに逃げたわけですが、隣の船頭給は新しくできた老人ホームの喜楽園の屋上に逃げられた方もかなりおりました。よく見えました。その後、一宮中学校に移動して総合的な訓練を行ったということですが、その経緯から、町として避難訓練に成果があったと考えられるか町の考え方を伺いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） お答えします。

今回、初めて千葉県との共催により防災訓練を実施いたしました。当日の参加者は、津波避難訓練に約1,200人、防災フェアには約500人参加された模様です。

訓練に成果があったと考えるかということですが、参加者が全町民の1割ということからすれば、少ないと言わざるを得ませんが、参加された1,200人のそれぞれが目的を持って参加されたと思っておりますので、よい機会を与えられたと判断しております。

今後も工夫しながら、町民の皆様にごこのよう機会を与えることが行政としての役割であり、防災に対する意識の高揚、意識の継続に必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） ありがとうございます。大場課長、再質問させていただきたいと思っております。

今、この答弁の中で、行政としての役割、皆様にごいい機会を与えたという部分がありました。やはり私は一番気になるのは、こういった大きな災害訓練、災害訓練だけでもありませんが、区長会の中で、こういう訓練がありますよというお話はするんでしょうけれども、そういった中で、実際に行政じゃなくて区のほうから、こういった方法をしたい、こういった方法でやってみたいという意見はあったのでしょうか。

私は、実は毎回参加をして思うことは、もうマンネリ化してきたなというのが1つなんです。ですから、本来は実際それを行っている区のほうからそういった意見が何か上がって、初めてそこで新しいものができればいいのかなと私は思っているんです。そういう中で、こ

れをやる前にあった区長会の中で、こういったものに対して、こういう意見がありましたよというのがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（小安博之君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 説明会につきましては、9月30日日曜日に、区長さん、自主防災組織の代表者、訓練当日にご協力いただく一時避難場所の関係者などにお集まりいただき、開催いたしました。そこでは、訓練当日の参加者の動き、町が予想している参加者の人数、避難指示の伝達方法などについて質問があったところでございます。

そのほか、要望や意見では、住民自身が避難所を運営するために必要となる訓練の実施や、住民同士が防災について協議する場を設けてほしいといった内容を受けております。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） ありがとうございます。9番、袴田です。

これもやはり要望を出させていただきたいんですが、私は、訓練のマナー化というのは非常に危険だと思っているんです。やはり新しいものを取り入れていって、なるほどなという意見が出ると非常にありがたいのかなと。そういう中では、物をつくることも大切なことですし、もう一つは人と人をつなぐ。隣の長生村には組織的に中にあるんですが、公認の防災士、これは国の機関に勉強に行って、国からの防災士の資格を取って、その地区に配属される人たちが何人かいらっしゃるんですが、一宮町の中でもそういった防災士の養成を僕はしていくべきではないかな、そういう人たちの意見を聞きながらやっていくのも、地域の原動力の一つになるのではないかと思いますので、こういった要望もひとつ出していきたいなと私は思っております。

それから避難施設、避難施設といえば築山、それから防災タワー、そういったもの、いろいろございます。やはりこういった検討も、本来であれば地区の人たちから出れば、それを我々も議論していかなくちゃいけないという部分もありますので、ぜひこういった出たものに対して、こういうものもありますよといった町の投げかけも必要なのかな、そういった意見交換が僕は必要なのかなと思いますので、ぜひまた、防災訓練というのは毎年行われるでしょうし、また、宮原では3月にまた防災訓練もございます。これは地区だけですけれども、こういった中で、新しいものを取り入れながら、マナー化しないような対策を考えていくべきだと私は思いますので、その辺をひとつ要望していきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小安博之君） 続いて質問、お願いします。

○9番（袴田 忍君） それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

一宮版サーフォノミクスについて、実はこれは9月の定例会で、< 場博敏議員の一般質問で、サーフォノミクスの質問であったことなんですが、その答弁についてちょっとお話しさせていただきます。

そのときの答弁の中で、塩田課長さん、それから馬淵町長さんから答弁がありました。平成30年度の新たな事業を行う予定はないし、申請は行っていない。リアライズは、現状にて全ての事業から手を引くということは認識していない。今後もできれば一緒に事業を進めていきたいと思うという答弁があり、また町長からは、個々の案件を履行するとは言えませんがと答弁がありました。だけれども、私、今までこの事業に関して理解するには至っていないものですから、もう一度、再度質問してみたいと考えました。

一宮リアライズは、官民協働のまちづくり会社として運営されてきたが、今は臨時職員及びスタッフが不在の状態であります。よって以下のことについて伺います。

1点目は、官民協働まちづくり会社のスタッフの撤退の理由は何か。

2点目、一宮リアライズの臨時職員の採用を取りやめた理由は何なのか。

3つ目、赤字会社の一宮リアライズを現状のまま置いておけば赤字が累積するだけです。職員スタッフのいない一宮リアライズを今後どのように立て直していくのかお伺いしたいと思えます。

よろしくお願いします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員のご質問にお答えを差し上げたく存じます。

ご質問の中で、私が9月議会の答弁の中で申し上げたことについて、個々の案件を履行するとは言えないというふうに、ご引用いただいたんですが、国のほうの方針が変わったということで、当初の私どもが国からの助成金をいただいて行う、その計画書どおりに履行することが必ずしも可能ではなくなったということでございます。どうぞご理解を賜ればと存じます。

さて、今の3つございます。まず、官民協働まちづくり会社のスタッフの撤退理由、このご質問からお答えをいたします。

現在も、まちづくり会社リアライズのスタッフとして1名在籍をしているわけであります。ただ、今までのように、町の非常勤職員として役場庁舎内で執務するという形ではなくなったわけでございます。撤退したということはありません。必要に応じてSUZUMINEのほうで事務をとり行っている状態でございます。

②の一宮リアライズの臨時職員の雇用を取りやめた理由は何かということですが、地方創生推進交付金の使用条件が一部変更となりまして、モニタリングハウス事業におけるお試し住宅の建築事業が、平成30年度は実施される見込みがなくなったということでございます。それを踏まえて、当該事務に従事していた非常勤職員の雇用の更新を行わず、退職となったものであります。

3つ目、赤字会社の一宮リアライズ、現状のまま置いておけば赤字が累積する。今後どのように立て直すのかというご質問でございますが、ご指摘いただいたとおり赤字が過去に計上されております。株式会社一宮リアライズの決算は、昨年度289万4,000円の赤字となっております。ただ、この赤字幅は、会社設立時の第1期決算に対しまして3分の1まで縮小しております。

今後ですが、1で答弁を差し上げたとおり、スタッフは在籍しておるわけでございますし、株式会社一宮リアライズといたしましては金融機関からの借入金がありません。純資産では28万1,000円のマイナスであります。その上、現在のSUZUMINEの経営状況であります。ほぼ満室の状態が続いております。今の運営を確実に行っていけば、今後黒字経営になると考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 今の答弁から再質問させていただきます。

要は、町とリアライズが協働で進めていく予定になっていたモニタリングハウス建設事業を中止したので、予定していた臨時職員の採用も取りやめ、リアライズのスタッフも減ったということだと私は指摘します。

一宮版サーフォノミクスは官民協働会社を設立し、民間の知恵とお金を活用し、地域おこしをするという点が高く評価され、多額の補助金を交付されたものであるということです。移住者向けお試し住宅を建設し、移住者をふやそうというモニタリングハウス建設事業は、

一宮版サーフォノミクスの中心事業であり、この見通しが立たなくなったということは大変なことだと私は思います。

地方交付金の使用条件が変わり、造成工事の財源が確保できず中止したとのことではあるが、私は、当初から造成工事は地方交付金の中に含まれているんだという考えでございました。その点でなぜ中止したのか、再度、馬淵町長にお聞きしたいと思います。

また、2点目として、サーフォノミクス、モニタリング計画に関してですが、国としては、30年度予算は終了したけれども、翌年度以降の申請についてもいつでも相談に乗れるというような状況にいるというお話も聞いております。そういう中で、町の将来を考えて、何とか事業を継続して進めていくべきだと私は思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員の再質問にお答えを差し上げたく存じます。

1つ目のモニタリングハウス建設事業を中止した理由でございますが、この事業は、私どもの認識では、中止ではなく休止しているという認識であります。この理由につきましては、先ほども申し上げたとおり、国からの内示により、土地造成に係る費用が交付金の対象外経費となったことによるものであります。これが最大の理由でございます。

2点目、この事業、今後も継続して進めていくべきではないかということでもあります。私ども、本事業につきましては、移住者の増加あるいは町の活性化につながる事業であると捉えております。最大の問題は財源の確保であり、この財源の確保が課題となり、現在中止状態にあるということでもあります。今後、国や県などの補助金等の動向に注視しながら、今後も引き続いて、事業の実施に向けて検討してまいりたいと考える次第であります。

なお、この2点の答弁につきましては、本年9月の議会定例会におけるく場議員の一般質問にお答えする形で、既に答弁をいたしておるものでございます。本答弁の要旨も9月議会での答弁内容を踏まえたものであることを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 要望でございます。

私は、やはり町長、継続してこの事業を進めていただきたいなというものを持っておりま

す。町全体としてもまだまだ理解不足の部分がありますが、やはりきちんと理解を示せるようなものを出していただいて、その仕事を継続していただくことが一番よろしいのかなと私は思いますので、町長よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小安博之君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 小 関 義 明 君

○議長（小安博之君） 次に、3番、小関義明君の一般質問を行います。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 3番、小関義明でございます。

質問が2点ほどございます。1問ずつ答えていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○3番（小関義明君） まず、都市計画の見直しについてお伺いいたします。

一宮町では、昭和46年に都市計画用途地域と都市計画道路が計画決定されておりますが、当時は高度成長期で、右肩上がりの人口増加を想定した計画であったというふうに記憶しております。

計画決定からおおよそ半世紀が過ぎようとしている中で、経済の停滞や少子高齢化が急速に進むなど、社会情勢も大きく変化してまいりました。そこで、新たな時代に対応した現実的な都市計画の見直しが必要であるとの判断から、町では、平成24年に県から都市計画の専門職員の派遣をお願いし、おおむね5年をめどに見直しをするとのことで現在に至っていると認識しております。

現在まで3名の県職員が派遣され、7年が経過しようとしておりますが、まず1つ目として、見直し作業を始めてから今までの現状をお伺いいたします。

2つ目として、今後の見通しについてお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 計画の見直しの現状ですが、平成24年度以降、県からの派遣

職員と進めた内容ですが、一宮町都市計画マスタープランを平成24年度から平成26年度にかけて策定し、その後、平成27年度から都市計画道路の変更手続を行う予定でした。

しかし、平成27年度に10年に一度の見直しを行っている一宮都市計画区域マスタープランの見直し時期と重なったことや、平成28年度と平成29年度で特定用途制限地域の指定及び特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例を定めたため、都市計画道路の見直しが延びてしまう結果となりました。

そして、都市計画道路の見直しに向けて、今年度から都市計画道路見直し検討調査業務委託を行い、現在、素案の作成を進めています。町の都市計画道路の見直しを行うに当たり、県の都市計画課、道路計画課、道路整備課、長生土木事務所と定期的に打ち合わせを行っているところです。そして、過去の資料の確認や事実確認が必要となるため、問題点の整理など県側と協議を行い、一つ一つ問題を解決する必要があります。国県道上にある都市計画道路は見直しが難しい状況もあり、県と協議を進めている状況であります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 3番、小関です。

ありがとうございました。現状についてはよくわかりました。再質問させていただきます。

現在まで県の職員を3人ほど派遣していただいておりますが、一番の目的は、都市計画の見直しが最大の目的でございますが、並行して町の都市計画の専門職員を育成するというところで、お願いした経緯があるというふうに私は記憶しております。その中で、今の取り組みの状況をちょっと教えていただきたいんですが、お願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 職員の育成についてですが、都市計画について職員を育成するため、県の職員の派遣をお願いしたと伺っております。平成24年度から現在まで3名の県職員が派遣され、町に協力をしていただいております。町の職員も県の都市計画課へ、研修生として平成27年度と平成30年度に派遣し、育成しております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 今、聞いて、よくわかりました。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問は歩道整備についてでございます。

昨年の内閣府の発表を見ますと、交通事故の死者数のうち、歩行中の死者が、欧米諸国の10%前後に比べますと、我が国は31%と極めて高い比率となっています。その中でも、特に子供と高齢者の割合が非常に高くなっております。これは、歩行者が安心して歩ける環境、すなわち歩道の整備がおこなわれていることにあると思います。これまで主に車中心の道路政策が進められてきたことにあると思われま。

今後、一宮町でも急速に少子高齢化が進む中で、残念ながら子供や高齢者が安心して歩ける歩道整備がおこなわれているのが実態だと思います。

また、去る11月18日に実施されました津波避難訓練でも、ある方が、徒歩で避難する際に、車道のみでは歩行空間が確保されていないので、非常に危険を伴うという懸念が示されておりました。

これからの町土木行政は、子供や高齢者に優しい安心・安全な歩行空間の確保に努めることも重要であると考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 小関議員のご質問2点目、歩道整備についてお答えを申し上げます。

歩道整備、確かに全体に一宮町はおくれぎみであるということ、私も感じております。

現在の状況でございますけれども、町道1-7号線、天道跨線橋通りの道路改良工事を実施中であります。これは国庫補助事業を活用した整備でございます。歩道設備に進むためには、道路の幅員の確保と歩道となる部分の用地が必要となります。この新たな用地の取得がなかなか難しい点でございます。

工事費とは別に用地買収費も必要となりますと、町単独の整備では限界が生じてまいります。採択要件に見合った補助事業などを探して、町負担の軽減を図り、整備を計画することが経済的だと考えられます。この町道1-7号線、天道跨線橋通りは、まさしく国庫補助事業を活用しているわけですが、こうした有利な補助事業をなるべく探して取り組んでいきたいというふうに考える次第であります。

現在の町道の歩道率であります、1級、2級合わせて14%、低い段階にとどまっているということでもあります。これは確かにおっしゃるとおり、大変憂うべき状態であると認識しております。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

○3番（小関義明君） 再質問はございませんが、なかなか、自分も経験がございますけれども、用地買収を伴う工事というのは非常に難しい面がございます。これは一歩一歩進めていくのが一番重要だというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小安博之君） 以上で、小関義明君の一般質問を終わります。

◇ 内 山 邦 俊 君

○議長（小安博之君） 次に、2番、内山邦俊君の一般質問を行います。

2番、内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） 2番、内山です。

議長、3点の質問について1問ずつ切って質問させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○2番（内山邦俊君） まず、通学路の街灯の設置についてお伺いします。

通学路に暗い場所が多く、危険な場所が結構あります。街灯の増設等できないかということです。ちなみに私が回ったところで、新浜地区のさくら通り、ここが大分暗いということで、あそこは通学路になっているということを聞いております。この辺の増設のことをお伺いします。

あと、現在LEDの街灯ですが、通ってみると明るさがちょっと暗いような気がします。この辺をご回答、よろしくお願いします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、街灯に関するご質問にお答えします。

現在、町では、夜間における交通事故や犯罪の発生を抑止するため、一宮町防犯灯設置要

綱を制定し、防犯灯の適切な設置や管理に努めているところでございます。

初めに、通学路の暗い場所に街灯を増設できないかとのことではありますが、ご希望される場所等が要綱の基準に適合するようであれば増設は可能だと考えます。ただし、増設を含め、設置の要望申請につきましては、現在のところ、それぞれの行政区内の環境を熟知している区長さんに限定しておりますことをご理解いただきたいと思います。

続きまして、2点目のLED街灯の明るさが足りないのではというご指摘でございます。現在、町が設置しているLED防犯灯は、一般的に設置されている10ボルトアンペアの防雨型防犯灯であり、公益社団法人日本防犯設備協会が推奨する防犯灯の明るさの基準、こちらは4メートル先の歩行者の見え方になりますが、その基準をクリアできるよう要綱を整備し、設置と管理に取り組んでおりますので、照度には問題ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

2番、内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） それでは、先ほど教育課長のお話でもありましたが、巡回しているということでもありますので、今後、暗いところを時間帯を合わせて巡回調査をお願いしたいと思います。

以上です。

続けて2問目の質問に入りたいと思います。東野地区の道路整備についてです。

東野地区の道路の2カ所にポールが設置されているが、これは撤去できないのかということとです。緊急車両等の通行に妨げになっているのではないかとということをお伺いします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 現在、東野地区には2カ所の歩行者専用道路があります。これは通過交通を排除するための歩行者専用道路であり、地区内の子供たちの交通安全対策として設置されています。平成27年第1回議会経済常任委員会でも撤去の要望がありましたが、警察からの回答や地域住民の意見等を考慮し、撤去には至りませんでしたので、今回も安全面を重視し、開放は当面見送りたいと考えております。今後は、地元の方々や警察の意見を参考に、開放の是非を検討してまいります。

また、火災や地震等の緊急時には、車どめポールは人力で抜ける構造になっております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） それでは、今後、東野地区の方々に、標識または路面に段差をつける等の設置をすることで納得をしていただいて、撤去の方向で進めていただきたいと思います。

以上です。

続きまして3問目、防災対策についてです。

津波対策について伺います。近隣の町村では、津波被害に備えて、避難山または避難タワーをつくって、住民を守るための事業を行っていますが、町では住民を守るための事業は行わないのでしょうか。

また、オリンピック開催中に津波等が発生した場合、選手、観客、その他関係者の方はどこへ避難したらよいのでしょうか。その辺のことをお伺いします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、前段の避難施設の事業の関係についてお答えいたします。

これまでも何度か議員の皆様からご質問をいただき、お答えしてまいりましたが、当町を含む南関東地域では、大地震発生時の切迫性の高さが指摘されており、町といたしましても、避難山や避難タワーを初めとする施設整備の有効性は十分に認識しているところでございます。

一方、当町の沿岸部を近隣市町村と比べると、幸いにも高さ10メートル以上のホテルや保養所が多く、一時避難場所としてもご協力をいただいておりますので、仮に障害者や高齢者などの災害弱者が徒歩による避難を強いられたとしても、避難が可能とされる距離750メートルを半径とする円形が、一時避難場所を中心に津波浸水予想区域の約8割をカバーする状況となっております。したがって、直ちに避難山や避難タワーを新設しなければならない状況にあるとは考えておりません。

加えて、こうしたハード面だけに依存した対策には一定の限界があることも事実でありますので、実際の災害時、特に発災初期の段階において極めて重要となる住民個人がそれぞれに取り組む自助、自主防災組織など住民組織を中心にお互いを助け合う共助、こうしたソフト

ト面についても強化を図り、ハード・ソフトの両面を織り混ぜた総合的な防災・減災対策が推進されるよう、今年度立ち上げを予定している検討会において協議を進めていきたいと考えております。

○議長（小安博之君） 高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） オリンピック開催中の選手、観客、その他関係者の避難につきましては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会において検討することとなっております。現在、組織委員会において避難計画を作成しているところでございます。

避難計画の作成に当たりましては、町の避難計画との整合性を図る必要がございますので、今後、町と組織委員会とで協議を行った上で、避難場所等必要な事項を設定していく予定でございます。町といたしましては、観客等の避難によって町民の避難に支障が出ないように、慎重に組織委員と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） まず避難タワーの件ですが、これは、私たちが海岸近辺、原あたりからずっと見る範囲では、まだ避難場所が足りないのではないかと思います。いちのみや保育所あたりも避難場所、高い建物がございません。その辺も、津波が来る前に避難できる場所がないのではないかと思いますので、ことし立ち上げを予定している検討会においても、早急に協議をしていただいて、国・県からの補助金のあるうちに早急にこれをやっていただきたいなと思っております。

また、オリンピックに関してのことですが、組織委員会との協議を行うということですが、協議の結果はいつごろになるか。また、オリンピックまで残り約1年半という期間しかございません。工事等が間に合うのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁願います。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） 避難計画、協議の結果はいつ出るのかというご質問ですけれども、避難計画に係る協議を今後進めていきまして、現在の予定では、2019年7月

までに組織委員会が避難計画案を作成する予定でございます。

続きまして、オリンピック会場の工事ですが、間に合うかどうかということですが、会場予定地であります釣ヶ崎海岸広場の南側の保安林は、既に整備工事が始まっております。今年度中に整地までは終了する予定でございます。北側に関しては、2019年4月から保安林の整備に入るといふふうに聞いております。会場施設に関しましては全て仮設で設営されますが、これらの工事につきましては2020年1月ごろから開始する予定でございます。今の段階では予定どおり推移しておりまして、大会までには間に合うと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

2番、内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） それでは、その辺のところを今後もよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小安博之君） 以上で、内山邦俊君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告された一般質問は全て終了いたしました。

会議再開後40分を経過しましたので、ここで40分程度の休憩といたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 2時40分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第1号の取り下げについて

○議長（小安博之君） ここでご報告いたします。

日程第6、議案第1号 一宮町区長設置条例の一部を改正する条例の制定については、取り下げの申し出がありましたので、ご報告いたします。

皆さん、ご了承願います。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 続きまして、日程第7、議案第2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第8次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、議案第2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第8次）議定についてご説明いたします。

議案つづり3ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,922万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ44億5,852万1,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。10ページ、11ページをごらんください。

2款総務費から12款諸支出金につきましては、右のページの説明欄によりご説明いたします。

なお、各款における燃料費の増額につきましては、ガソリン単価高騰により予算不足となることから計上するものでございます。

それでは、上から5番目になります。東京五輪準備事業109万7,000円の増額のうち、103万4,000円の増額につきましては、釣ヶ崎海岸入り口拡幅に伴う実施設計委託として54万円、また、都市ボランティア管理選考業務についての委託料49万4,000円でございます。

次のふるさと応援事業1,519万5,000円の増額につきましては、昨年中に寄附をして今年度の農産物を希望した寄附者に対する返礼品購入金額1,500万円と、クレジットの利用による寄附が増加したことに伴う使用料19万5,000円の増額でございます。

2つ下の徴収事務費16万1,000円の増額につきましては、徴収強化に伴う通信費の増額でございます。

次の戸籍事務費43万円の増額につきましては、古い戸籍の中に差別につながる身分等を載せた戸籍が発見され、法務局から点検するよう指摘を受けたことから、短期で臨時職員を雇い入れ対応していくものでございます。

次の地域生活支援事業84万5,000円の増額につきましては、それぞれのサービスを受ける利用者の増加、利用時間の増加に伴う増額でございます。

次の重度心身障害者（児）医療給付助成事業211万4,000円の増額につきましては、受診回数増加に伴う増額でございます。

13ページをごらんください。

上から3つ目、子ども・子育て支援対策事業352万円の増額、また、その次の児童手当支給事業322万5,000円の増額につきましては、それぞれの事業における平成29年度分精算に伴う国・県への返還金でございます。

次の保育所運営費のうち、修繕料69万9,000円の増額につきましては、台風24号により破損した屋根の修繕料を計上するものでございます。

3つ下の農業振興事業148万8,000円の増額につきましては、農業支援センターに対する町負担分を計上するものでございます。

次の憩いの森管理運営費57万円の増額につきましては、現在、管理棟の建っている敷地95平米の購入代金でございます。

次の観光振興事業94万7,000円の増額についてですが、こちらは15ページをごらんください。英語版観光ガイドブック、こちらをより効果的なものにするため、ページ数を増加するとともに電子データを作成するものでございます。

次の観光拠点施設運営事業79万2,000円の増額につきましては、旧駅前直売所の浄化槽を当初予定の5人槽から10人槽に変更し、応募対象者の拡大を図るものでございます。

次の排水施設維持管理事業98万2,000円の増額につきましては、龍宮排水機場のポンプに混入した異物を取り除くための修繕料でございます。

2つ下の災害対策事業の印刷製本費39万2,000円の増額につきましては、船頭給にオープンした一宮喜楽園など、新規に指定した避難所を掲載したハザードマップを増刷するものでございます。

次の災害対応費253万3,000円の増額につきましては、台風24号接近に伴い警戒配備態勢をとったときの職員の手当及び毛布のクリーニング代でございます。

2つ下の東浪見小学校管理運営事業102万5,000円の増額につきましては、24万1,000円が体育館東側の雑木の伐採、78万4,000円が31年4月からの教室変更に伴い必要となる収納棚設置工事費でございます。

次の一宮小学校管理運営事業32万3,000円の増額につきましては、夏の猛暑によりプール水温が上がり過ぎたことから、水温を下げるために常時水道を出したことによって大幅に使用料がふえたものでございます。

17ページをごらんください。

一番上の学校給食事業66万7,000円の増額につきましては、牛乳保冷庫が修理不能となったことから買いかえるものでございます。

2つ下の公民館運営事業のうち、光熱水費12万5,000円の増額につきましては、英会話教室や避難所開設に伴い不足となるものでございます。

次の創作の里管理運営費26万6,000円の増額につきましては、陶芸教室で使用している電

気窯のヒーター線交換に伴うものでございます。

下から2つ目にある介護保険特別会計繰出金53万2,000円の増額につきましては、特別会計の歳出で計上された額のうち、法定された率について一般会計から繰り出しするものでございます。

次の農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、職員の手当等について繰り出すものでございます。

歳入につきましては、8ページ、9ページをごらんください。

14款国庫支出金から19款繰越金につきましても、右ページの説明欄によりご説明いたします。

基礎年金等事務費交付金5万4,000円の増額につきましては、年金システム改修費として交付決定があったものでございます。

次の社会福祉費補助金101万9,000円の増額につきましては、歳出で計上した額の2分の1の額が県から補助されるものでございます。

次の商工費補助金9万1,000円の減額につきましては、交付決定により減額となったものでございます。

繰越金3,814万9,000円につきましては、財源不足となる分を前年度の繰越金から充てるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

15ページの、先ほど一部説明がありました災害対策事業、印刷製本費のハザードマップということについて、もうちょっと詳しく説明いただきたいんですが、といいますのは、喜楽園などの避難施設の追加があったということはお聞きしたんですが、具体的にどんなハザードマップなのか、浸水域の設定の変更というか、そういったものがあるのか、あるいはこれは改めて全戸配布するものなのかと、そのあたりについてご説明ください。

○議長（小安博之君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） このハザードマップにつきましては、当初予算で作成いたしましたところなんですが、転入される方が結構多くて不足を生じてしまったということが1つ。どう

せ増刷するのであれば、新しく避難所指定されたところを載せて発行すべきではと。とりあえず今回の分につきましては、今年度分の不足と考えていただいて結構だと思います。浸水域等については変更してございません。

○議長（小安博之君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第7、議案第2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第8次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第8、議案第3号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第3号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定についてご説明をいたします。

議案つづりの22ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,819万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出よりご説明をいたします。28ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、13節の委託料27万円につきましては、電算システムの改修委託料でございます。国保制度の改正に伴いまして交付金の申請様式等の変更に対応するため、国保電算システムを改修するものでございます。

次にその下、8款1項8目特定健康診査等負担金償還金11万7,000円につきましては、特

定健診、保健指導に関する前年度分の国・県負担金の精算に伴う返還金でございます。

次に、歳入になります。26ページをお開きください。

3款県支出金の右側のページになりますが、2節特別交付金27万円につきましては、国保電算システムの改修費用が全額県から交付されるものでございます。

次の6款繰越金の1節繰越金11万7,000円につきましては、特定健診等負担金の精算・返還に対応するため、前年度繰越金から充当するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

今説明のありました29ページの国民健康保険運営事務費、電算システム改修委託料の件なんですけれども、国保の広域化に伴った改修というふうにご説明を以前お聞きしましたが、この電算システムの改修に伴って、大分以前に徴税のミスがあったというのが記憶にたしかございますが、このシステム改修でそうしたトラブルがないものかどうか、あるいはそうした点について注意していただきたいというところがあるんですけれども、その辺についてどういう内容か、心配ないのであれば心配ない旨の理由を説明いただきたいと思うんですが。

○議長（小安博之君） 鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

今回改修する電算システムのほうでございますが、国保ラインシステムというものでございまして、税金等に関連するものではなくて、交付金の申請とか実績報告書等の作成業務を支援するシステムとなっておりますので、税金等に関連するものではございませんので、その辺の心配はございません。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第8、議案第3号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3次) 議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第9、議案第4号 平成30年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第2次) 議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長(鶴岡英美君) それでは、議案第4号 平成30年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第2次) 議定についてをご説明いたします。

議案つづりの32ページをお開きください。

平成30年度一宮町の介護保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万5,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,192万6,000円とする。

今回の補正の主な理由でございますが、制度改正に伴う介護保険システム改修費及び通所サービス事業費や委託料等に不足を生じたため計上するものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

議案つづりの38ページ、39ページをごらんください。

上のほうから、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費13万5,000円及び1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費8万5,000円の増額につきましては、介護保険制度改正に伴う介護認定審査会が実施する要介護認定を簡素化するためのシステム改修費と長生広域への負担金を計上するものでございます。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費(第1号各種事業)132万円の増額につきましては、サービス利用人数の増加に伴う給付費負担を計上するものでございます。

同じく、その下にいきまして、3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費33万6,000円につきましては、高齢者の介護予防の普及啓発を図るため、ポスターカレンダーを作成して配布するものでございます。

同じく3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、4目生活支援体制整備事業費46万7,000円の増額につきましては、事業を委託しております社会福祉協議会の職員の給与変更に伴う人件費増加分を計上するものでございます。

次に歳入でございますが、36ページへお戻りください。

歳入でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金60万円、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金44万8,000円、5款県支出金、2項県補助金29万9,000円、7款繰入金、1項一般会計繰入金53万2,000円の増額につきましては、歳出の3款にあります地域支援事業費に係る、それぞれ定められた補助率による経費及び町負担分の経費でございます。

その他、一番下の残り分の8款繰越金51万6,000円につきましては、町負担分として充てるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 39ページの一番最初の介護保険運営事務費、これも先ほど国保のときにお聞きしましたのとほぼ同様の理由で、そうした心配がないのか、あるいは対策をあらかじめする、あるいはしているのかというところをお伺いしたいんですが、その辺のところをご説明いただきたいと思います。

○議長（小安博之君） 鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、39ページの一番上段になります介護保険システムの改修委託料についてご説明を申し上げます。

これは、国の介護認定審査会運営要綱の改正に伴いまして、審査会を簡素化する、要はコンピューターの判定結果を審査判定結果とみなす、今までは何でもかんでも全部審査会にかけてやったんですけども、それを一部、介護認定の低い方をコンピューターの判断だけでやっていくというふうにするのを、31年、来年の1月から実施するために、この12月議会にシステム改修の委託料を計上いたしました。

なお、茂原市長生郡管内は統一でこれを行います。ですから、この改修システムでもし人的に誤り、あるいは打ち込みミスがあって、当町に金額的そういう間違いがあるということはありません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第9、議案第4号 平成30年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第10、議案第5号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） それでは、議案第5号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを説明申し上げます。

こちら議案つづり42ページをごらん願います。

平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,680万4,000円とする。

内容でございますが、一般管理費におきまして、一般職人件費のうちの職員手当、こちらを13万3,000円追加するものでございます。

歳入につきましては、繰入金を同じく13万3,000円追加するものでございます。

説明は以上です。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第10、議案第5号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2次) 議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第11、議案第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務課長。

○税務課長（秦 和範君） それでは、議案第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明いたします。

議案つづりの52ページをお開きください。

本件につきましては、住民から国民健康保険税額の試算を依頼された際、資料として住民が持参した所得税の確定申告書について第3表を見落とししたこと、また、依頼された職員が所得税確定申告及び住民税申告について制度への理解が不十分であったため、その手続について正しく教示することができず、当該住民に損害を与えてしまったため損害を賠償するものでございます。

和解及び賠償の相手方は、一宮町在住の男性でございます。

賠償の額は80万3,380円でございます。

当該男性は、社会保険任意継続加入と国民健康保険加入のどちらを選ぶべきか、また、所得税の還付を受けるために所得税確定申告をすべきかどうかを確認するため、本年2月に税務課窓口を訪れ、これから提出する所得税確定申告書を提示し、国民健康保険税の税額について試算を依頼したものでございます。

依頼を受けた職員は、上場株式の譲渡所得及び配当所得について記載された第3表を見落とし、上場株式の譲渡所得及び配当所得について、所得税確定申告を行った後に上場株式譲渡所得及び配当所得を除いた所得額で住民税申告を行うよう教示していれば、国民健康保険税額は年額10万2,800円でしたが、実際にはこれらの所得が算入されたため93万円が賦課されたものでございます。

本件につきましては、持参いただいた書類の見落としと、この地方税法の制度について理解が足りなかったことから、正しい申告の方法を教示できなかったものであり、本来の制度に基づいた申告を行った場合の税額と今回賦課され既に納付された税額の差額から、住民税について還付された額を差し引いた額であります80万3,380円を賠償という形で、既に納付されておりますので当該男性にお返しするものでございます。

今後は、国民健康保険税などの試算の依頼を受けた際には、一旦書類をお預かりして、複数の職員でチェックを行った上で、依頼された方に書類を確認していただき、回答するなど、ミスが起こらないよう適切に対応してまいります。申しわけございませんでした。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第11、議案第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小安博之君） 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第4回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時08分